

## フィリピンの弁護士弾圧・殺害についての声明

世界的に、弁護士に対する弾圧や殺害が多くなっている。

2018年11月に起こったフィリピンの軍事関係の組織によると見られる、フィリピンNUPLのベン・ラモス弁護士の銃弾による殺害は記憶に新しい。ラモス弁護士は、NUPLの創設メンバーであり、フィリピンの民衆や農民、活動家、政治犯、環境保護者の権利を守るために闘ってきた弁護士である。また、農民の大虐殺事件の生き残りである子どもの母の弁護をしているNUPLのキャシー・パングバン弁護士は、最近、根拠のない誘拐の罪で起訴されるなど悪質な嫌がらせを受けている。

弁護士の殺害や嫌がらせは、国連の弁護士の役割の基本原則に反するのみならず、弁護士が、法や人権の守り手であることを考えると、守られるべき民衆の権利も脅かすもので、言語道断である。

フィリピンのドゥテルテ大統領になった2016年7月以降、4人の裁判官、9人の検察官、22人の弁護士が殺害されている。ドゥテルテ大統領が進めている麻薬戦争 (War on Drug) では、5,000人以上が超法規的殺害されており、さらに政治的な弾圧により反政府活動家も196人も殺害されており、国際的に大きな非難をあびている。加害者は捜査もされず、不処罰となっている。

日本国際法律家協会は、IADLによる現地の調査活動や、国連の弁護士の独立に関する特別報告者に対する訴えを支持し、弁護士殺害に反対する国際的な世論を作っていくことを表明する。

2018年12月8日 日本国際法律家協会

### ネグロスから人権活動家を緊急招聘！

(同封のちらしや『インタージュリスト198号』31Pもご参照ください)

5月に大阪、東京で（名古屋でも検討中）

#### 【講演内容】

- ◆ Ms. Ma. Clarizza Singson Dagatan  
「フィリピンにおける人権侵害と市民/人権活動家/弁護士/ジャーナリストへの弾圧（仮）」
- ◆ Mr. John Milton M. Lozande  
「農民の困難と抵抗：ネグロスの事例から（仮）」



詳細は国際法律家協会HPを

**JALISA Statement  
Condemning Repressions and Assassination of Lawyers in the Philippines**

We, Japan Lawyers International Solidarity Association (JALISA) concern worldwide increasing numbers of repressive measures or even assassinations of practicing lawyers.

One of these events fresh in our memory was a case of Attorney Benjamin Ramos shot in November 2018 by unknown members of somewhat syndicate allegedly related to the National Forces of the Republic of the Philippines. He was a founding member of the National Union of Peoples' Lawyers (NUPL) and a notably incessant fighter for defending rights of people at large and particularly farmers, social activists, political prisoners as well as advocate groups of environmental protection. Another case concerns with Attorney Katherine Panguban also of NUPL who has been harassed by unfounded charges of kidnapping and serious illegal detention, while in reality she has been defending a mother of children who have survived a massacre of farmers.

Killing or harassing lawyers for practicing his or her legal obligations surely fails short of implementing the UN Basic Principle of Roles of Lawyers, and even goes further to threaten people's fairly to be protected rights as these rights could be realized through sincere practices of lawyers as advocate of law and fairness, and defender of human rights as well. It needs no further word to blame these or others incidents.

Since July 2016 when President Duterte took office in the Philippines, 4 judges, 9 public prosecutors and 22 attorneys at law have lost their lives during in office. Under a cover of 'War on Drug' conducted by him, it should be noted that more than 5,000 persons were extra-judicially killed. In addition to it, political oppression has brought about so far tragic fates of 196 anti-governmental activists killed, which raises major condemnation at the international stage. Perpetrators in these cases remain out of reach of any criminal investigation and are kept with impunity.

Knowing and welcoming that the International Association of Democratic Lawyers, IADL, will take the initiative to conduct on-site investigation and also bring such cases to Special Rapporteur on Independence of Judges and Lawyers in the UN, we are willing to join in the initiative and raise worldwide awareness to make a move toward world opinion against killing of practicing human rights activists or lawyers.

December 8, 2018

Japan Lawyers International Solidarity Association, JALISA

## IADL大会が2019年9月にアルジェリアで開かれます!



第19回 IADL 大会が、アルジェリアで2019年9月18~22日に開かれます。  
前回は2014年にベルギーのブリュッセルで開催されました。日本からも約30人参加しました。  
今回も全体で400人の法律家の参加を目指しています。日本からも多くの参加を目指しましょう。

【全体テーマ】「人々の権利を守り促進する法律家の役割」

【日 程】2019年9月18日 (水) 開会式

19日 (木) educational program

地球環境問題、アルジェリア宣言、経済戦争、経済と法など

20日 (金)・21日 (土) 分科会

22日 (日) 総会、役員選挙、閉会式

【分科会】

分科会には、日本からもたくさんのレポートと発表を持ち込むことができます。今後、JALISA 内に実行委員会を作って、参加に向けての準備を整えて行く予定です。

分科会テーマ: 平和の危機、弁護士の活動、移民の権利・人種主義との闘い、抵抗する権利、労働者・組合の権利、民主的経済秩序、刑事免責と国際的正義、弁護士の権利、環境の権利、ジェンダー、パレスチナ問題、アフリカ問題など

日本からは、現在国際的にも問題となっている、米軍基地問題、核廃絶問題、朝鮮半島の問題、ヘイトスピーチ、フィリピン移民・難民問題、福島原発問題、その他の様々な訴訟や課題を持ち込んで発表することができると思います。

\*なお、COLAP 執行部会議と IADL BUREAU 会議は、2019年4月上旬にマレーシアで開かれる予定です、現在調整中です。

# IADL BUREAU会議(in リスボン)報告

IADL BUREAU 笹本潤

2018年11月30日から12月2日にかけてポルトガルのリスボンでIADLのBUREAU会議が開かれた(会場:リスボン大学)

主たるテーマは、2019年9月のIADLアルジェリア大会の準備だったが、それ以外の重要なテーマが報告、討議されたので紹介する。

## 1. IADLの国連の活動(ジュネーヴ人権理事会)

有害廃棄物に関する特別報告者の報告と、グリーンピースジャパンとの協力で福島放射能被害についてのIADL声明を出したこと。

ベネズエラの状態についての独立専門家(デサヤス氏)の報告に対する、反対国(欧米)からの攻撃があり、IADLがそれに反対した。欧米によるベネズエラ、イランに対する一方的な制裁により、国民の3分の1が影響を受けているとのこと。

IADLは国連の農民の権利宣言に関する活動をサポートし、国連総会でも採択される予定であること。さらに多国籍企業の拘束力ある条約に向けての仕事。

西側諸国からパレスチナに関しては攻撃があり、パレスチナ決議に対し阻止しようとする動きがある。これは米国の人権理事会からの撤退による財政問題やパレスチナの入植を進める企業の問題とも関係している。

人権侵害の甚だしいフィリピンも、裏でアレンジされ、選挙で人権理事国に選出されている問題もある。

各協会から、特別報告者に対してレポートを提出することができ、そのやり方についてはミコルがサポートする。

## 2. 弁護士に対する弾圧問題

フィリピンの弁護士の殺害問題について-フィリピンでは、ドゥテルテ大統領になってから29ヶ月間で35人の弁護士が殺害された。他に農民、労働者、先住民活動家も殺害されている。薬物や貧困層の事件をしている弁護士の仕事が理由となって殺害されている。ベン・ラモス弁護士は農民、労働者、先住民活動家、政治囚のための弁護をして、文書を完成した後に殺害された。弁護士に対する脅迫行為もある。キャシー・パングバンは、農民の虐殺事件の生存者である母に子の監護を回復させようとする弁護活動が誘拐罪で訴えられている。現地調査活動とシンポの提案がされ、各協会と弁護士会、ELDH、lawyers for lawyersなどから参加することが訴え

られた。他に、大使館などへの抗議活動、3月の人権理事会、特別報告者で取り上げることも提案された。

フィリピンは右に動いており、ドゥテルテ大統領は国内では弾圧をしながら、南シナ海ではフィリピンの権益を放棄しようとしている。

トルコではCHDのセルチュック氏など18人の弁護士が訴追され、1年以上拘束されている。テロ組織のメンバーだという容疑で起訴されている。さらなる弾圧のため、署名活動を展開するなどが困難な状況にある。

### 3,ブラジルの政治状況

ブラジルには、120万人の弁護士がいて、そのうち40万人が労働弁護士である。

ブラジルのメディアは、TeleGloboというメディアに独占されている。ルラ元大統領や労働党のリーダーが身柄拘束されているのはこのメディアのせいでもある。労働党の落ち度もあるが、訴追は汚職にまみれている。右翼的勢力は、労働者が直面している新自由主義的な現実を一層ひどくして、経済不安や貧困を深めている。

ボルソナロ大統領は、運動の結果生まれたのではなく、実体のない大統領であり、与党からも支持されていない。多国籍企業が、大統領の先住民に対する攻撃を支持している。アメリカ、イスラエルと関係を強めており、ブラジル大使館をエルサレムに移転しようとしている。

### 4,朝鮮半島の問題

韓国は、民主化や南北和解が進んでいるが、表現や思想の自由が脅かされている。12人のウエイトレスとマネージャーが中国のレストランから脱北して韓国に入国したという事件。彼らは、意思に反して韓国で拘束され、脱北者という烙印を押されている。国連特別報告者もウエイトレスは集団逃走に同意していたという証拠はないと指摘している。パク大統領が負けそうな議会選挙の1週間前にこの脱北問題が起こって政治利用された。

この点に関しては、現地調査活動が提案された。

### 5,パレスチナ問題

IADLは、ICCの検察官がパレスチナ問題に関して予備的捜査から本格的な捜査に移るよう署名のキャンペーンを行っている。検察官事務所からは面会の要求を拒否してきた。ICC締約国会議ではIADLがサイドイベントを持つ。現在は、署名の数がまだ不十分なのでもっと署名を集めることが提案された。(署名はIADLのサイトにある)

## 6, イエメン問題

サウジと英国、米国の役割を政治的問題だけでなく、人道的な問題としてどう取り組むかを討議した。米国に支持されているサウジとUAEによるイエメンに対する軍事干渉を非難した。イエメンが歴史的には英国の植民地であったことが現在の問題の根源にあり、英国はイエメンでサウジとともに野蛮な行為をしてきた。英国は、サウジに武器を売却し、ブレアはこれを隠そうとしてきた。他にフランスの問題も指摘された。

## 7, 決議など

採択された決議は、IADLのWebsiteのstatement欄に載っている。フィリピン問題、カシヨギ氏殺害、コロンビア和平、カタロニアの政治囚問題など。

# エーゲ海・国際人権会議の報告

IADL BUREAU 笹本 潤

2018年11月2~4日、IADLやELDHやトルコの学会が主催する、トルコのイズミールで開かれた「エーゲ海国際人権会議」に参加した。

会場は、トルコの有名な作家の財団で創られたネシン数学村(Nesin math village)という少し変わった施設だった。エーゲ海のそばの山の中にあり、村の中は、オリーブの木が多く、施設内にギリシャ風の円形劇場があり、オーナーはトルコで有名な作家の息子で、学生に数学を教えているそうで、ヨーロッパ各地から多くの学生が参加しているとのこと。近くのエフェスはギリシャ時代の遺跡が多く、会議の最終日には、観光コースも組み込まれていた。

エーゲ海国際人権会議には、IADLからは、ビル・ボーリング(英)、トマス・シュミット(独)、ミコル・サビア(伊)、カルロス・オルフェラ(英)、笹本潤(日)が参加した。地元のトルコからは、若手の弁護士を中心に100人くらい参加し、熱心に聞いていた。CHDやOHPなど弾圧されて逮捕者が出ているトルコの法律家団体の弁護士も多く参加していた。

エルドアン大統領の下、トルコは、関係諸国との外交がうまく行っておらず、その上、クーデター失敗などの動乱もあり、国内の反政府勢力に対する弾圧を一層厳しくしている。特にクルド人に対する弾圧はひどく、クルド人は海外に亡命しているとのこと。トルコはトルコの南西部やシリアにいるクルド人勢力に対しても容赦ない弾圧を加えている。

私(笹本)からは、平和への権利国連宣言の報告をした。国際的にもまだ報道は多くなく、この会議の参加者もあまり知らなかった。法的には、武力行使を規制する法の一つとして、直接国家の軍事的な行動を規制する国連憲章、国際人道法、ICC 規程、兵器条約などとは違う、人権による軍事行動の制約の可能性を、日本・韓国などの裁判例を紹介した。ミコルは、国連人権理事会の活動の紹介を、ビルボーリングはヨーロッパ人権裁判所の限界を、カルロスはヨーロッパの難民問題についてスピーチした。学術的な会議ではあるが、進歩的な弁護士の活動も取り入れた会議だった。国際人権の専門家からは、人権の普遍性に対する西側諸国の片寄った態度(特に社会権や民族自決権)なども議論された。

インドの法律家(学者)からは、トルコと同じく法律家に対する弾圧がインドでも行われていることが報告され、決議も挙げられた。来年以降も、IADLとELDHは継続的にこの会議を活用していくことが予定されている。

II. International Autumn Workshop

**INTERNATIONAL HUMAN RIGHTS REGIME IN CRISIS**

**PARTICIPANTS**

Abdulatif Kedir IDRIS	F. Özgür EROL
Ahmet ŞİK	Jun SASAMOTO
Benan MOLU	Kasım AKBAŞ
Bill BOWRING	Louis LEMKOW
Cansu AKBAŞ DEMIREL	Micol SAVIA
Carla FERSTMAN	Nilgün TOKER
Carlos ORJUELA	Serdar TEKİN
Cem TERZİ	Tanil BORA

DATE: 2-4 November 2018  
 VENUE: Nesin Matematik Köyü, Şirince, Izmir - TURKEY  
[www.egeinsanhaklarokulu.org](http://www.egeinsanhaklarokulu.org)

イズミール国際人権会議のポスター



ASSOCIATION INTERNATIONALE DES JURISTES DEMOCRATES  
 INTERNATIONAL ASSOCIATION OF DEMOCRATIC LAWYERS  
 ASOCIACION INTERNACIONAL DE JURISTAS DEMOCRATAS  
 МЕЖДУНАРОДНАЯ АССОЦИАЦИЯ ЮРИСТОВ ДЕМОКРАТОВ  
 國際民主法律家協會  
 رابطة المحققين الديمقراطيين العالميين

## 国連人権理事会におけるIADLによる 福島第一原子力発電所についての発言

国連総会

人権理事会

第39会期

アイテム3: 危険な物質や流水の環境上健全な運営と廃棄の人権への影響に関する特別報告者との双方向での対話

国際民主法律家協会 (IADL) は、有毒な廃棄物に関する特別報告者 (Special Rapporteur on toxic wastes) の報告を歓迎し、国家、実業界およびその他のキーとなる関係者たちが有害な仕事から生じる危険に露出させられることから労働者を保護し、すべての者のために公正で良好な条件を確保することを援助することを目指す諸原則をつくりあげていることに対して、特別報告者に感謝するものである。

われわれは、福島県において除染労働者が有害な放射線に曝される労働条件に注意を喚起していることについて、特別報告者に対し深甚の感謝を申し上げ、国が負うべき国内人権法および国際人権法上の義務に十全に適合するように日本政府に緊急に呼びかける点についても注意を喚起していることについて、同じく深く感謝する。これらの義務には、経済的、社会的および文化的な権利に関する国際規約第12条および第14条に掲げる権利が含まれており、これには、肉体的精神的な健康の到達しうる最も高度な基準を享受するすべての者の権利があり、また環境上および職業上の健康を害するものへの対策ならびに疫学的なデータによって証明されるその他の脅威への対策が国によって採用されることを求めるものである。

数万人の労働者が除染作業計画のもとにおいて過去7年間にわたって募集されてきた。このような労働者には、移民労働者、亡命希望者およびホームレスの人たちが含まれる。最近提出



された共同書簡の中で、3名の国連専門家、すなわち有毒廃棄物に関する特別報告者、健康への権利に関する特別報告者および現代的形態での奴隷制に関する特別報告者の3名は、「放射線に曝されるリスク、経済的な困難な状態のゆえに有害な労働条件をやむを得ずに受け入れてしまう可能性、ならびに十全な研修および保護的措置がとられているのかどうかという点について欺罔が使われている可能性があることについて」懸念を表明している。

日本政府は、労働者に対するきわめてリアルなリスクを認めるよりもむしろ、特別報告者の懸念を無視しようとしてきた。これまで7年間にわたって数万人の労働者が、正当な理由を示されることなく、有害な放射線のリスクに曝されてきたという根本的な事実にも向き合ってこなかった。グリーンピース・ジャパンが明らかにし、かつ、根拠となる資料を示しているように、除染の政策は、限られたものであって、かつ、浪江や飯館などの高い値を示す汚染地区では効果がなかったのであり、避難した住民に帰還を許可する公表された目的は、帰還した者の数が極めて少ないという事実によって失敗であったことが示されている。これは少なからず、女性や子どもを含む公衆の人たちが年間20ミリシーベルトの放射線に曝されることを許容する政府の政策のせいである。年間20ミリシーベルトという値は、国際的に勧告されている最大値より20倍も高い値である。

2018年9月4日、日本の労働省（厚生労働省）は、はじめて、福島の一の雇傭労働者が、労働に関連する放射線被曝の結果、肺がんで死亡したことを認めた。この労働者は、原子力産業で28年間働いて、その間、累積で195ミリシーベルト被曝していた。2011年3月から2016年9月までの間、福島第一原子力発電所で働いていたときに、合計74ミリシーベルト、年平均16.4ミリシーベルト被曝していたと報じられている。これは、浪江や飯館のような場所で、福島の住民について政府が許容される数値として設定した20ミリシーベルトよりも低い値である。また、除染作業に従事する労働者について年間許容値の50ミリシーベルトよりも低い値である。日本政府は、子どもや妊婦を含めて、100ミリシーベルト以下なら検知可能な健康へのリスクはないと言明することによって、労働者自身に対し、日本の国民に対し、さらには重大なことには、国連機関や国連の一連の手続においても、放射線のリスクを相変わらず間違って表示している。

IADLは、グリーンピースなど日本における市民社会とともに、日本政府の意図的な政策や進行中の福島第一原発災害の処理ミスの影響に相変わらず悩まされている労働者を含む、日本の市民の権利を問い、かつ、その擁護に努める国連人権機関の継続的な努力を強く支持する。

われわれは、バスクート・トゥンカク氏に質問をひとつしたい。あなたは、原則第1に従って労働者を効果的に保護するためには、どのような特別措置を日本政府がとるべきであると考えますか。

2018年9月12日

(翻訳 青山学院大学名誉教授 新倉 修)

## 韓国ツアー

### 韓国へのスタディ・ツアー(11月18～21日)

弁護士 笹本潤

2018年11月18～21日に4日間の韓国ツアーを、IADL大会の際にお世話になっている富士国際旅行社と企画した。2018年になってから、前年とはうって変わって南北朝鮮の板門店宣言が結ばれ、トランプと金正恩の米朝合意も結ばれ、朝鮮半島の非核化と朝鮮戦争の平和条約の締結がスケジュールに上ってきた。激動の韓半島の中で、今韓国の平和勢力はどのようなパワーと課題を抱えているかを直接聞くために、現地に出かけた。弁護士や学者を含む17人が参加し、JALISAから、井上正信氏、大久保賢一氏、井上啓氏、大矢勝氏が参加した。他に、私もメンバーである「9条地球憲章の会」から、堀尾輝久名誉教授、阿部信行教授や、多くの市民団体の方も参加した。

#### 主なスケジュール

1日目：国立歴史博物館見学、参与連帯バクジョンウン事務局長講演

2日目：平澤米軍基地<sup>ピョンテック</sup>見学、ヒョンピルキョンさん講演、ソウル大学教授・南基正さん講演

3日目：植民地歴史博物館見学、民族問題研究所・金英丸さん講演、民弁・チャンキョンウ弁護士講演

と3日間に5つも講演がある超過密のスケジュールになった。

#### 二つの歴史博物館

「国立歴史博物館」(韓国政府)では、南北合意に至る道のりを特別展示していた。戦前の植民地時代の展示や、朝鮮戦争、戦後の経済的發展など、国立博物館だけあって韓国政府よりと見られる記述もあった。

「植民地歴史博物館」は、2018年8月にオープンしたばかりで、民族問題研究所などの民間団体が設立した。特に力を注いでいる展示は、親日派の研究成果や植民地時代の日本の責任で、国立博物館では見られない民衆の立場からの展示が目立った。また、この博物館は、徴用工事件などの強制連行裁判の事務所にもなっており、また日本の市民団体とも友好的な関係を築いている。ソウルを訪れる際には是非とも立ち寄ってほしい。

- 韓国の平和運動
- 南北合意と米軍基地
- 平澤米軍基地<sup>ピョンテック</sup>の実態
- 徴用工判決

などの講演のテーマについては、次頁以降の参加者の原稿を見てほしい。

# 「少女像」の影はハルモニだった

弁護士 大久保賢一

11月18日から21日まで、韓国に行ってきた。笹本潤弁護士が企画した「憲法と米軍基地と南北問題を知る」という研修旅行だ。懇談した弁護士・学者・活動家は5人、訪問した博物館・記念館などは5か所、平澤<sup>ピョンテク</sup>米軍基地、南北境界線近くの「自由の橋」や烏頭山<sup>オドゥッサン</sup>統一展望台などにも行ってきた。統一展望台からはイムジン河を挟んで北朝鮮の農村風景を望むことができた。何とも強行軍だったけれど、大いに勉強にはなった。

そもその動機は、板門店で文大統領と金委員長がしたように南北境界線を行き来したいということだった。かつて、東西ドイツが統一されたとき、ベルリンの壁の破片を買ってきたことと重ね合わせて、歴史の転換点に立ち会えるような気分でのいたのだ。けれども、板門店はすべての人に開放するための工事中ということで行けなかった。

このところの南北関係の展開は目を見張るようである。あのトランプ大統領と金委員長との間にも信じられないような変化が生じている。「ちびのロケットマン」と「狂ったおいぼれ」が、朝鮮半島の平和と非核化を語り合ったのだ。もちろん、楽観も油断もできないけれど、間違いなく良い方向に向かっているといえよう。

他方、日韓関係はぎくしゃくしている。1965年の日韓請求権協定には「完全かつ最終的に解決」という文言が、2015年の日韓両外相共同記者発表(「慰安婦」合意)には「最終的かつ不可逆的に解決」という文言があるにもかかわらず、韓国大法院は「徴用工」の日本企業に対する損害賠償を認め、韓国政府は「和解・癒やし財団」を解散するとしているからである。外交関係にひびが入るのはやむを得ないであろう。私たちが真剣に考えなければいけない課題である。

これらの問題を考える上で、今回の韓国行きは必要な視点を提供してくれた。特にそれは、民族問題研究所対外協力チーム長金英丸<sup>キムヨンハン</sup>氏との交流であった。日韓両国語を自由に操る氏は、あの200万人の「キャンドル革命」の背景事情について語ってくれただけでなく、開館したばかりの「植民地歴史博物館」を案内してくれた。

氏によると、「キャンドル革命」によって弾劾された朴大統領が何より大きな批判を浴びたのは、被害者の人権を踏みにじった2015年「慰安婦」合意と歴史教科書の国定化だという。「慰安婦」合意というのは「日韓両外相記者発表」のことをいい、国定化というのは、彼女の父の朴正熙<sup>パクチョンヒ</sup>大統領が「独裁者」として書かれている歴史教科書を「経済発展の英雄」と書き換えようとしたことを意味している。

朴正熙<sup>パクチョンヒ</sup>は独裁者というだけでなく、「皇軍」として日本帝国主義に積極的に協力し、自身の独裁体制を明治維新と重ね合わせて「維新体制」と名付けた代表的な「親日派」だという。日本の支配下にあった朝鮮で、抵抗した人もいたけれど、積極的に協力した「親日派」(今は親米

派)の人たちも存在しており、現在でも各界各層に隠然たる力を持っているという。李明博大統領<sup>イミョンバク</sup>や朴大統領(娘)を当選させた勢力はそのような人たちであり、彼女はその勢力の代表として、日本政府と慰安婦問題で妥協し、歴史を修正しようとしたのであろう。ちなみに、日韓条約(請求権協定を含む)の締結は朴正熙時代<sup>パクチョンヒ</sup>である。韓国社会には、戦前・戦中に日本帝国主義とどのように向き合ったか、戦後は、米国とどのように付き合っているかによる分断が牢固として存在するようである。それが、政治の大きな振幅として現れるのであろう。

ところで、「植民地歴史博物館」は、日本帝国主義の植民地支配の実情、それに抵抗した独立運動家と協力した親日派の生き方の比較、強制動員被害者と遺族の声、そして過去を克服するために取り組んできた日韓市民連帯の歴史などが展示されている。

金さんは、強制動員被害者のケースとして「慰安婦」のことも話してくれた。2015年の「慰安婦」合意の一番の問題点は被害者の声をまともに聞かなかったことだという。合意に基づいて設立された「和解・癒やし財団」の担当者が役人とともに高齢になった元「慰安婦」を訪ねて見舞金を渡そうとした時、彼女は「あの時も、役人が来て、いい話があるからと言って私を連れて行った」と言って受領を拒んだという。彼女にとって、その「見舞金」は彼女の人生を狂わせた「うまい話」と同義なのであろう。元「慰安婦」の方たちは、国や自治体の援助があり、お金には困っていないという。彼女たちが求めているのはお金ではないのだろう。金さんがそのハルモニのエピソードを語った時、その声に涙がこもっているように、私には聞こえた。

日程の最後に、日本大使館の前にある「少女像」に会いに行った。多分皆さんも写真やテレビなどで見たことがあるだろう。オカッパ頭のいたいけな少女の像だ。その像の隣には椅子が置いてある。私はその椅子に腰をかけた。そして、「従軍慰安婦」の存在を知った時のことを思い出していた。1991年、金学順さん<sup>キムハクスン</sup>が実名でその体験を語った時のことだ。私は、当時13か14歳の次女と彼女の証言を聞きに行った。私の記憶に間違いがなければ、次女は、金さんの母に編んでもらった黄色いセーターが日本兵によってボロボロにされた話を聞き、「黄色いセーターをあげたい」と言っていたように思う。

「少女像」には影がある。その影はハルモニである。いたいけな少女たちが、遠い異国で、荒くれた兵士たちの慰み者にされていたことなど、できれば信じたくない。けれども、それが事実であるとすれば、私は何をすればいいのだろうか。

日本の朝鮮での植民地支配は未精算なのだと思う。とりわけ被害者個人の人権が軽視されているといえよう。それは、単に日本政府だけの姿勢ではない。韓国における「親日派」の意向も働いているのであろう。加害者は水に流したいかもしれない。けれども、石に刻まれた被害者の苦しみを癒すことは簡単ではないであろう。「最終的な解決」、「完全な解決」という言葉をもってあそんではならないと心底から思う。

(2018年11月24日記)

\*本稿は、「自由法曹団通信」第1655号(2019年1月1日号)に掲載された原稿を自由法曹団からの許諾を得て転載したものです。

# 参与連帯平和軍縮センター訪問

弁護士 藤木邦顕

11月18日午後5時からソウルの参与連帯事務所で、参加者全員が同所平和軍縮センターのパク・チョンウンさんからお話を聞いた。平和軍縮センター側は、パクさんのみであったが、イ・キョンジュ教授が同席された。

パクさんのお話しの概略は、以下のとおりである。

## 参与連帯平和軍縮センターについて

参与連帯は、1994年以来25年ほどの活動実績があり、分野別に15の部署を持ち、55人の常勤者がいる。同センターは、その部署の1つである。参与連帯は、15000人の会員を有し、大学教授・弁護士・会計士など200人の実行委員会をもって運営し、サムソンの不正問題、パク・クネ大統領が最高裁に介入して徴用工事件判決を遅らせた問題などを追及した。検察改革や選挙法改正などの法案化も提案している。平和問題では、海外派兵反対や兵役の代替服務制度の運動をしている。

2002年に北朝鮮核危機があり、2003年に平和軍縮センターが発足した。米軍による女子中学生轢殺事件で公正な韓米関係の見地から韓米地位協定の改定要求を出した。2004年から2005年のピョンテク米軍基地拡張反対運動、2007年には済州島海軍基地設置反対や星州のTHIRD配備反対運動に取り組んだ。

## 国防改革について

韓国の国防方針は、北の核ミサイルが主要な問題であるが、潜在的脅威として、日本も問題にされている。予算増額・大型及び先端兵器の導入と徴兵制による国軍60万人体制があり、最低55万人を維持するとされている。韓米関係では、SCM安保会議共同宣言で核のカサ論が維持され、韓国・米国・日本の協力を強化するとされている。韓米連合同司令部を維持とするが、戦時の指揮権は米側にある。韓米同盟は日米関係と似ている。世界的脅威が高まったとして、ソマリア派遣を韓米同盟に追加した。イ・ミョンバク政権のとき、2012年にアメリカが勧めて日韓軍事情報協定が結ばれた。韓日間の情報共有と北のミサイルに対する共同対処をすることで、対中戦略としての韓米日の軍事関係が結ばれ、第2の冷戦構造が作られようとしている。しかし、韓国では自衛隊の活動を認める事には反対論が強い。パク・クネ政権時に慰安婦問題合意、THIRD、韓日情報保護協定が結ばれたが、国会の承認はない。現政権下では慰安婦合意は事実上無効とする方向である。

## 韓国憲法と軍隊

韓国憲法5条では国際平和の維持、侵略戦争否定となっており、派兵・駐兵に国会の同意権がある。半島の分断のもとで米軍依存となり、韓米関係が手段ではなく目的化している。それとともに軍事文化が根深く、憲法5条、6条が無力化している状況がある。国家安全保障が明記されていることが軍事力強化の理由となり、国会の役割が果たせない。イラク・アフガンへも韓国軍の派兵があった。2009年からのソマリア海域での自衛隊との合同訓練が延長された。2010年にはUAEに特別戦闘司令部がおかれた。2010年から違憲論争が起こったが、与党が多数で単独処理した。2018年にUAE派兵合意があったが、有事の際に無条件に派兵することを含むもので、参与連帯は国防長官を告発した。現政権のもとでも原発輸出のためにUAEに派兵している。2013年にPKO法が韓国でも成立した。外交によって解決できる事態に韓国軍が派遣されている。1000人以下の派兵は当事国同士の合意で可能であり、国会に統制されない。PKO常備部隊として運用している。

参与連帯は改憲案を提案し、大量破壊兵器の禁止、平和に生きる権利の保障、国防外交における市民参加、国家安全保障規定の削除を提案している。

## 米朝関係と南北関係

2018年に南北会談が3回、米朝会談が1回あった。軍事分野での合意としては、陸海空の敵対行為の中断、38度線をはさんで各2kmの非武装地帯はあるが、これを海上にも延長し、板門店の共同警備区域は非武器化することがある。

## 質疑応答

通訳を介して1時間程度のお話のうえで、参加者からの質疑応答があった。

Q 韓国憲法5条の改正で国家安全保障を削除するというのはどういう意味か。

cf. 韓国憲法5条1項 大韓民国は、国際平和の維持に努力し、侵略的戦争を放棄する。

2項 国軍は、国の安全保障と国土防衛の神聖な任務を遂行することを使命とし、その政治的中立性は遵守される。

A 哲学的な話かもしれないが、国家の安全か国民の安全かという問題があり、国の安全保障のもとに派兵や軍備強化が進められてきたので、国土防衛だけで十分であるとの議論である。韓国で軍隊をなくすのは無理であるが、国の安全保障を削除する提案をしている。日本の自衛隊については、抵抗がある。

Q 日韓軍事協力強化については反対の世論か。日本が脅威であるとの意見は強まっているか。

A 日本国憲法9条はよく知らない、どう変えるか知らないという人が多いが、自衛隊容認に変わることについては反対の世論が強い。日米韓軍事同盟の強化に反対との考えである。在

日米軍基地は韓半島有事の後方基地であり、軍事同盟強化によって自衛隊が韓半島にくると思われている。日本と韓国の運動の連帯が必要である。9条キャンペーン、SEAL'sの運動にも注目している。韓国では、日本の憲法を守ろうという運動には関心が少ない。若い層の連帯が広がることで動きができる。

Q 軍部・軍備の状況はムン政権のもとでもそれまでの政権と同様か。

A 国防予算は増額、武器増強、強い軍事力志向は同じである。政権自体の意向であるが、保守層を支持に回らせるための面もある。

Q PKOのために軍隊を動かすことは容認か。根本的な判断は難しいが、国際平和の維持のためにあたるかが問題となるのではないか。

A 外交的解決ができるのに軍事的解決をするのが問題であるとの考えである。韓国は、ベトナム戦争以外にも、東ティモール、アフガン、イラクと訓練といってソマリアに行っている。自然災害にも派遣しているが軍隊の力を示したいとの考えであろう。

Q 核兵器禁止条約の関係で核兵器部会があるか。

A ICANの活動は知っている。韓国はアメリカとならんで棄権に回った。核保有国の参加がないことで実効性の問題はあるが、参与連帯は参加を要求した。2002年以来、北東アジア非核地帯構想の提唱をし、運動の本格化が必要と思う。核危機が東アジアにはあるが、北が非核化を宣言したことで、運動の可能性が高まっている。

Q 米朝会談で朝鮮半島の非核化が進められるか。

A 韓国では北の非核化のみとする傾向がある。アメリカの脅威と韓国・日本が核のカサのもとにあることが取り上げられるべきである。

## 筆者の感想

日曜日の夕方からの訪問にもかかわらず、平和軍縮センターの活動を詳しく紹介していただいた。NPO法人である参与連帯が政策提言をし、国会議員の日常の活動・表決のモニターをするという運動スタイル自体が、日本人にとってはユニークで斬新なものに思われた。国際情勢や憲法論などをよく理解されて、レベルの高い政策提言をするパクさんらスタッフの力量の高さも驚くべきものであり、また、15000人の会員がこれを支持して会費を払って25年にわたって続いているというのも韓国の市民運動の強さを表していると思われた。

韓国憲法5条改正提案については、イ・キョンジュ教授が、2017年に日本に来られた際にも紹介されていたことをあとで知ったが、(cf. インタージュリスト194号) 少しでも軍隊の活動範囲、特に海外派兵を減らそうという平和運動の一環として注目された。現に軍隊を持ち、徴兵制のもとで長年にわたる「軍隊文化」のある韓国での平和運動の担い手のみなさんに心から敬意を表するとともに、日本国憲法9条の力を改めて感じる事ができたと感じる。

## 西大門刑務所歴史館

弁護士 井上啓

笹本潤先生と行く「韓国・憲法と米軍基地、南北問題を知る」ツアー(2018年11月18~21日)に参加したが、20日に訪問した「植民地歴史博物館」に関連して、韓国・民弁(民主社会のための弁護士の会)<sup>チャンギョンウク</sup>の張慶旭弁護士から一度行くといいと薦められたのが「西大門刑務所歴史館」である。



韓国ツアーの1週間後、神奈川県弁護士会と韓国・水原の京畿中央弁護士会との国際交流で再び韓国に行った際にチャン弁護士と再会し、韓定食をごちそうになってしまったのだが、言われたとおり翌12月2日に「西大門刑務所歴史館」を訪問したので前記韓国ツアーの番外編として以下報告する。

1908年10月21日に「京城監獄」として設立され、独立後は「ソウル刑務所」となり1987年に死刑場のある刑務所として使われてきたが、1998年11月5日に「西大門刑務所歴史館」として一般公開された。ソウル地下鉄3号線の独立門駅の目の前である。日帝の植民地支配の歴史を象徴する刑務所であり、当時の抗日独立運動家らを治安維持法違反などで刑に処してきたが、施設内には単に収容房だけでなく取調室・拷問部屋などもあり、生々しい拷問の様子が再現されている。広い敷地内にはハンセン病の受刑者を隔離しておく病舎、刑務作業を行う工場、放射状にレンガ壁を配置した運動場や、死刑執行場、焼却炉なども再現されている。私の訪れた12月2日は日曜日であったが、小学生くらいの子どもたちが先生に連れられて見学に来ていたが、それが何組もあり今でも植民地時代の歴史についての教育がなされていることが感じられた。一方、日本人の姿は少なく、歴史認識のギャップはこんなところからも生まれるのだと思った。ちなみにホーチミン市にあるベトナム戦争証跡博物館に行ったときは、地元の人より欧米人の方が圧倒的に多かった。



ただ、チャン弁護士から話しがあつたのは植民地支配の歴史だけではなく。今まさに南北平和に向けて交渉が始まった時に関係してくるのだが、独立後、西大門刑務所(1961年から「ソウル矯正所」、1967年から「ソウル拘置所」に改称)に収容された者の中には、1950年の朝鮮戦争後、南北に分断された韓国において北の共産主義に対する反共体制のもと、国家保安法や朴正熙軍事政権下で1961年に制定された「特殊犯罪処罰に関する特別法」に違反し



た者らが含まれていた。さらに我が国との関係が深いのは、日本に生まれ住んでいた在日韓国人が留学生として祖国韓国に渡った際に、北のスパイであるとして処罰されたことである。1975年11月22日朴正熙政権が、維新独裁に抵抗する民主化運動を抑え込むために緊急措置9号を発動し、母国への留学生を装って韓国内の大学に浸透した在日韓国人スパイ一党21人を検挙したと発表した。その北のスパイとされた留学生の1人が<sup>キムウオンジュン</sup>金元重氏である。同氏は同年10月18日に中央情報部に令状なしで連行され拷問を受けてスパイ容疑をでっち上げられ、11月7日ようやく令状が執行されて西大門拘置所の独房に収監された。起訴状が示されたのは翌1976年3月30日まさに第1回公判の朝であった。わずか1ヶ月後の4月30日に出された判決は懲役10年、控訴審では懲役7年に減刑されたものの同年12月28日に大法院で上告が棄却され、刑がそのまま確定し、大田矯導所（刑務所）へ移監され、1982年12月19日まで収容されていたのである。

キム氏は1983年2月末に日本に戻り、その後、法政大学、同大学院を出てから教職に就いたのち、現在、千葉商科大学の教授として在職しているが、還暦を迎えた2011年4月28日、キム氏は名誉回復をめざして再審を請求することにしたが、その再審を担当したのがチャン弁護士である。ソウル高等法院は同年11月10日、再審決定をし、翌年3月29日、原審判決を破棄し、無罪を宣告した。検察は上告せず無罪が確定したのである。

以上の経緯は、これもチャン弁護士に紹介していただいた『祖国が棄てた人びと-在日韓国人留学生スパイ事件の記録』(明石書店・金孝淳著・石坂浩一監訳) に詳しく書かれており、この本を参照させていただいた。西大門刑務所歴史館11獄舎第3番房には、著者の金孝淳氏の日本語パンフレット「在日同胞良心囚 苦難と希望の道」とともに在日韓国人留学生スパイ事件に対する救援運動の要請文などが展示されている。



## 平和への権利

# 平和への権利のマニフェスト(2) ——ギジェルメ&フェルナンデス『平和への権利』の紹介

東京造形大学 前田朗

## 1 はじめに

前回に引き続きクリスチャン・ギジェルメ&ダヴィド・フェルナンデス著『平和への権利——過去、現在、未来』(平和大学)を簡潔に紹介する。

Christian Guillermet Fernandez & David Fernandez Puyana, *The Right to Peace: Past, Present and Future*. University for Peace, 2017.

## 2 平和への権利宣言への道

ギジェルメ&フェルナンデスは「第1部第2章 冷戦期における平和アジェンダ」において、世界レベルと地域レベルの2つに分けて、平和への権利への道を整理する。まず世界レベルである。

### (1) 平和的生活のための社会準備に関する宣言

1978年12月4日、ポーランド政府が28カ国の賛同を得て決議案を国連総会に提出した。28カ国はアジア、ラテンアメリカ、アフリカ及び東欧圏の諸国で、アメリカ、西欧諸国、日本は含まれない。国連総会は同年12月15日に平和的生活のための社会準備に関する宣言を、賛成138、反対1、棄権2 (アメリカ、イスラエル) で採択した。この時は西欧諸国も日本も賛成投票した。

アメリカは、人種主義や人種差別の宣伝は厭うべきものだが、思想や言論について政府が基準を決めることは容認できないと述べた。オーストラリア、アメリカ及び西欧諸国は、宣言が平和的生活に言及しているのは良いが、基本的人権について言及しているのは不適切だと述べた。日本は、宣言のテキストの一部 (特に平和に対する罪概念) にはさらに検討が必要であると述べた。ポーランドは、宣言は現実的なものであり、国際平和を強化すると述べた。

平和的生活のための社会準備に関する宣言という構想は、1974年12月10日、当時ポーランド統一労働者党中央委員会第一書記だったエドワード・ギエレクの演説に由来するという。ギエレクは偏見、不寛容、人種主義を克服する課題に触れ、他国を尊重し、自由、平等、平和に生きるすべての者の権利を強調した。

ギジェルメ&フェルナンデスによると、宣言は4つの部分から成る。前文は諸国間の友好的関係と協力を唱える。宣言第1部は8つの主要原則を掲げる。第2部は各国に宣言を翻訳するよう

に呼びかける。第3部は宣言の履行に向けた措置を講じるよう各国に呼びかける。宣言第1部は具体的に、社会と若い世代を民主主義、開放性、寛容、人種平等、正義の平和的価値に導く教育やメディア情報の意義を語り、そのための二国間及び国際的協力を唱える。

ギジェルメ&フェルナンデスは、宣言採択後のフォローアップについても紹介している。例えば、1981年2月13日、国連事務総長は、宣言の規定の履行を促進するよう各国宛てにノートを出した。1981年1月30日、国連事務総長は、平和の精神、平和的共存、友好的協力を人々に教育するためのイニシアティブをとるようユネスコ事務局長に手紙を出した。1981年8月31日、キューバ、ドイツ連邦共和国、ハンガリー、クウェート、メキシコ、ポーランド、ルワンダ、セネガル及びウクライナは、国連事務総長の要請に応答する回答を出した。そこでは帝国主義勢力、植民地主義、新植民地主義、アパルトヘイト、人種主義政策への強い非難が示された。人民の独立、連帯、自己決定権、緊張緩和、軍需制限、軍縮、信頼構築等が呼びかけられた。1981年12月9日、国連総会は「平和的生活のための社会準備に関する宣言の履行」決議を採択した（賛成143か国、棄権はアメリカとイスラエル）。アメリカは、宣言が人権に言及しているのは不適切であると述べた。アメリカの指摘と同様に、EC(欧州共同体) 諸国も、宣言前文には一部留保を付した。

さらに、1982年11月16日、国連総会は、国連経済社会理事会の決議を受けて、コスタリカが提出した「国際平和年（1986年を国際平和年とする）」決議を投票なしで採択した。

1984年12月17日、国連総会は「平和的生活のための社会準備に関する宣言の履行」決議を採択した。賛成119、棄権28（大半が西欧諸国、アメリカと日本も含む）である。決議は1986年の国際平和年に各国の参加を呼びかけ、世界平和、国際理解、相互協力の継続的条件の確立のために国連各国の人民の決定を確認し、現在および将来の世代のための正当な平和の確立、維持、強化のための各国及び政治家等の役割と責任を承認し、国連事務総長に1986年の国際平和年に宣言の履行のために総合的に検討する専門家パネルの開催を求めた。

1987年12月7日、国連総会は「平和的生活のための社会準備に関する宣言の履行」決議を採択した。賛成128、棄権24である。ここでもアメリカは、社会は平和的生活を準備するものではなく、決議が基本的人権に言及しているとして、棄権した。

1988年12月7日、国連総会は「平和的生活のための社会準備に関する宣言採択10周年」決議を採択した。賛成128、棄権24である。

最後に2002年12月12日、国連総会は「平和的生活のための社会準備に関する宣言の履行」決議を投票なしで採択した。

## (2) 人民の平和への権利宣言

次にギジェルメ&フェルナンデスは1984年の人民の平和への権利宣言を取り上げる。

1984年7月11日、モンゴルが国連総会第39会期の議案に「人民の平和への権利」を追加して、

人民の平和的生活達成の闘いを支援するよう要請した。そこで1984年11月12日、審議が行われた。大半の諸国は人民の平和への権利は国連憲章と合致して国際共同体の承認を得ていると唱えた。特に国連憲章第2条が参照された。多くの国は、軍縮、武器競争の制限、各国の経済発展、正義は人民の平和への権利の促進にかかっていると考えた。これに対して欧州共同体諸国は人民の平和への権利には法的根拠がない、平和概念は国連憲章の想定とは合致しないと主張した。

ギジェルメ&フェルナンデスは、モンゴル、ソビエト連邦、ドイツ民主共和国、ブルガリア、ヴェトナム、ハンガリー、ポーランド、ベラルーシ、ラオス、チェコスロヴァキア、インド、キューバ、マレーシア、フィリピン、アイルランドの発言を紹介している。人民の平和への権利宣言を支持したのは92、棄権が34（日本を含む）、欠席が29であった。

ギジェルメ&フェルナンデスは、宣言前文に次の6項目を確認する。①国際平和と安全の維持が国連の原則である。②国際法の基本原則は国連憲章に書かれている。③戦争の根絶、核の恐怖の終結がすべての人民の意思と熱望である。④戦争のない生活が国連による権利と基本的自由の保障につながる。⑤核時代において地上の平和を確立することが人間文明の継続になる。⑥人民の平和的生活の維持が各国の義務である。

宣言のフォローアップも順次紹介されている。1985年10月24日、国連総会はコスタリカが提出した国際平和年の決議を採択した。1985年11月11日、国連総会はコスタリカが提出した、核時代において地上の平和を確立することが人間文明の継続になるとする決議を投票なしで採択した。さらに1985年11月11日、人民の平和への権利に関する決議を賛成109、棄権29（日本を含む）で採択した。

1986年4月4日、国連事務総長は国連総会決議に基づいて、1986年の国際平和年へに各国政府を招待するメモを回覧した。

1986年10月24日、国連総会は人民の平和への権利決議を賛成104、棄権33（日本を含む）で採択した。決議はすべての諸国と国際機関に人民の平和への権利の履行への寄与を呼びかけ、国連事務総長に次会期にこのテーマの報告書を提出するよう要請した。イギリスは棄権した理由として、1984年宣言は国連憲章に合致しているかどうか疑問があると述べた。アメリカも同じ意見を表明した。

1988年2月12日、国連事務総長は国連総会決議に従って、各国政府と国際機関に人民の平和への権利に関する見解を寄せるよう要請した。ブルネイ、ブルキナファソ、ベラルーシ、ポーランド、ソビエト連邦など13か国がこれに回答した。

さらに1988年11月11日、国連総会は人民の平和への権利に関する決議を賛成118、棄権29（日本を含む）で採択した。

次いで2002年12月18日、国連総会は人民の平和への権利に関する決議を賛成166、反対53（西欧諸国、アメリカ、日本を含む）、棄権14で採択した。この決議は、人民の平和への権利の行使を確保することは、各国の政策が戦争、特に核戦争の脅威の根絶、国際関係における武力の行使の威嚇と武力の行使の放棄、国連憲章に基づいた国際紛争の平和的解決に向けられることを求めた。決議は、すべての国家が国際平和と安全の確立、維持、強化を促進すべきであると求めた。

最後に2003年3月22日、国連総会は「すべての者によるすべての人権の完全な享受のための必要としての平和の促進」決議を賛成120、反対50、棄権10で採択した。この決議は、2012年に国連人権理事会に平和への権利に関する作業部会を設置することにつながった。

### 3 若干のコメント

最後に1点だけコメントを付しておこう。

ギジェルメ&フェルナンデスの記述に明らかなように、平和的生活のための社会準備に関する宣言についての議論は、1978~88年の出来事である。人民の平和への権利宣言の議論も1984~88年の出来事である。

引き続いて、ギジェルメ&フェルナンデスは平和的生活のための社会準備に関する宣言についての議論の最後に、2002年の決議を追加している。人民の平和への権利宣言の議論の最後にも2002~03年の決議を追加している。そのうえで2012年の国連人権理事会の作業部会に一言だけ言及している。

このことの意味について、ギジェルメ&フェルナンデスは説明を付していない。1988年と2002年という日付の意味は何なのか、取り立てての言及がない。

1988年の国連総会の後の中断は、ソ連東欧圏社会主義陣営の崩壊、それに伴う「冷戦終結」によって説明することができる。それまで人民の平和への権利宣言は、アジア・アフリカ・ラテンアメリカ及び社会主義陣営の協力によって実現してきた。これに疑問をさしはさみ、投票において棄権を繰り返したのが西側陣営であった。ソ連東欧圏の崩壊によって、それまでと同じ決議案を提出することができなくなったのである。

それでは、2002年は何を意味するのか。これは2001年9月11日の「9.11」以後の国際情勢に対応したものである。9.11を受けて「テロとの戦争」を呼号したアメリカは事実上の世界永続戦争の主となった。アフガニスタン戦争、イラク戦争によって21世紀は間断なき戦争の時代となった。

これに対する危機感から、アジア・アフリカ・ラテンアメリカ諸国がふたたび人民の平和への権利に注目して、決議案を提出し、国連における議論を始めたのである。国連安保理事会が事実

上の戦争推進政策を矢継ぎ早に取ったのに対して、国連総会では戦争に反対し、あるいは戦争における民間人の犠牲に抗議して、人民の平和への権利を唱えだしたのである。国連総会の議論を受けて、2002年から国連人権委員会での議論が始まった。そして2005年の国連改革によって国連人権理事会が設置され、2007年から国連人権理事会で平和への権利の議論が始まった。

2002年3月に国連人権委員会で人民の平和への権利に関する議論が始まった。この時、私はこれを見落としていた。国連人権委員会の2002年会期に参加していたはずだが、人民の平和への権利の議論の審議の際には会場にいなかった。人種差別撤廃委員会の傍聴に行っていたのか、それともほんやりと観光に出かけていたのだろうか。

2002年の国連人権委員会の議論を傍聴して、それを私に教えてくれたのは故・塩川頼男さんである。塩川さんは国際民主法律家協会 (IADL) の資格で毎年、国連人権委員会に参加・傍聴していたので、平和への権利の議論が始まったことに驚いて、私に教えてくれた。

その後、国連改革のために審議は中断したが、新たに設置された国連人権理事会で人民の平和への権利の審議が始まった時、塩川さんと私は、その重要性を日本に紹介する作業を始めた。ちょうどそこにスペイン国際人権法協会の平和への権利世界キャンペーンが重なったのである。そのスポークスマンが本書の執筆者の一人であるダヴィド・フェルナンデス・ブヤナであった。

なお、ギジェルメ&フェルナンデスが1988年と2002年の意味について沈黙しているのは、ギジェルメがコスタリカの外交官であり、政府の一員であることから、言及を控えたのであろう。

## 採択2周年記念イベント みんなで創る平和への権利

平和への権利国際キャンペーン実行委員会 前田弓恵

2018年12月16日、私たち平和への権利国際キャンペーン・日本実行委員会は、「みんなで創る平和への権利」と題し、国連平和への権利宣言採択2周年記念イベントを開催した（現地時間2016年12月19日採択）。

まずは開催にいたった経緯を紹介したい。日本政府は同宣言には賛成しないままであり、採択時を除き、メディアなどが「平和への権利」について一般市民に積極的に周知することは私が知る限りなかった。さらに残念なことに、これは私たちの力量不足が原因だが、私の周囲には原発再稼働容認、憲法改悪、その他様々な課題に問題意識をもち具体的に取り組む人が一定数いるものの、そうした人たちがさえ、「平和への権利」と様々な課題との関連性への意識はほとんどない、というのが私の思う正直なところだった。

そこで私たち委員会は、採択2周年を機に、「平和への権利」についてもっと知ってもらい、思

考をめぐらせてもらう機会をつくろうと考えたのである。

いよいよイベント当日。催しの前半の第一部は講師2人からの話を聴いていただき、平和への権利について知ってもらう時間だ。

司会の北村さんの紹介のあと、まずパワーポイントを使っての講師の建石真公子さん（法政大学）の講演が始まった。主題は、「どのように平和への権利宣言を日本で実現していくか」であった。たくさん学ぶことがあり、とても全ては書き切れないので一部を紹介する。

第二次世界大戦後、国連憲章が策定され、平和構築のための方針として、武力行使の禁止、人権の国際的保障が示された。憲章第6章において紛争の平和的解決が規定されている。第二次世界大戦後は、個人が国際的な人権保障で保護されるようになり、敗戦国およびフランスでは、戦争の放棄、人間の尊厳を保障する新たな憲法が制定された。日本国憲法では戦力の不保持・平和的生存権が定められた。またあらたに人道に対する罪が犯罪として適用されるようになった。

さらに1946年に国際司法裁判所が、2003年に国際刑事裁判所ができた。ICC規定では戦時性奴隷が犯罪として認められた。戦争がない状態だけでは、平和を維持できない。貧困・不平等・内乱・飢餓・差別などの構造的暴力のない状態（積極的平和）が、「人権としての平和」だ、というように平和概念も変化した。

「平和への権利宣言」の特徴についてのお話もあった。「宣言」においては、国際社会の法主体としての個人を認めた。NGOが主体となり作成された宣言である。

そして、宣言は一般的にソフトローとして、条約等の解釈方針となりうる。

全体を通して、戦後の「平和」「人権」に関する考え方が移り変わったことが分かりやすくまとめられていて勉強になった。

続いて日本国憲法の平和的生存権が認められた裁判として、長沼訴訟（1973年）、自衛隊イラク派兵違憲訴訟判決（名古屋高裁、2008年）の紹介があり、さらに韓国の司法における平和的生存権の波及について触れられた。「平和的生存権とは、侵略国家に強制されずに平和的に生存することができるよう国家に要請する権利である」という趣旨の判断を韓国の憲法裁判所がしている、という部分が印象に残った。

建石先生は、重要なのは、「平和への権利宣言」に対する立法、行政・司法の判断・態度を私たちが監視する必要があるということと、「平和への権利」を保障してもらえるよう、どんどん裁判所での適用の要求をすることである、と市民の役割について訴えられた。平和的生存権を憲法に定める国として、「平和への権利」の内容を深めていくべきであるとの言葉を聞いて、私は、建石先生は、そのリーダーであるな、と思った。プレゼンテーションは、「積極的平和のために非軍事的な方法でやれることはたくさんある」という、希望あふれる言葉で締めくくられた。

そのあと私たちキャンペーン実行委員会の笹本潤弁護士さんからは、採択に至るまで中心的な役割を果たしてきたNGOらの活動について、また、その後の作業部会その他の動きなどを報告頂いた。

採択後の国際的運動については、作業部会に参加したのは主にジュネーブに近いヨーロッパ近隣諸国であったとのこと。スペインなど地域単位ではネットワークをつくり、積極的に動いている所があるものの、まだ賛成国全体（採択当時131カ国）をまとめる運動体には至っていない。今後の動きも注視されていくということであった。笹本さんご自身が、採択前から国連欧州本部のある現地ジュネーブを幾度も訪問され、経験やネットワークを培ってこられたうえでのお話で、他ではきけない貴重な内容だった。

もりあがってきたところで、休憩をはさみ第二部のワークショップが始められた。テーマは、「1) 平和への権利をいかすため、具体的にできる取り組みは? 2) また平和への権利についてもっと知ってもらうにはどうしたらよいか。」これについて、意見を出し合った。

準備段階では参加者どうして2人から4人のチームをつくる予定だった。しかし実際集まったのはスタッフも含め10名。ちょっと心配していたが、冒頭の前田先生のこの人数だからみんなでやりましょうの一言で、リラックスして始められた。幸いなことに、模擬国連という学生達が主体となる大きな大会の担い手の2名が来られたこともあり、男女比、年齢の隔たりが激しくない中で論議ができた。

具体的にできる行動としては、例えば「軍隊のない状態とは?」などテーマを企画し、集会の開催、街頭宣伝などのPR活動、ブログやSNSなどで発信をすることといった意見がでた。特に英語で発信することが、広く多くの方に知らせ、世界中へつながりをつくるため大切だという発言もあった。とりわけ国会議員や政府に対する働きかけを重点的にすべきということでも一致した。

また、メディアに対する発信も重要だということを話していた際、元テレビ局の職員の方からは、作り手側からの意見が出された。「よい番組が放映されていたら、『とても良かった。またこのようは番組を放送してほしい』という声を届けてほしい。それが次の番組制作の実現につながる。」とのことだった。

さらに、「a) ASEAN人権条約への加盟諸国、b) イラクをはじめとする紛争地、c) 発展途上国 とd) 日本をつなぐネットワークづくり、これを学生などの若者にぜひ取り組んで欲しい」と、参加した学生らの活躍を期待する意見が出た。

とても活発な意見交換ができ、こうしたディスカッションの場を、継続的に持てれば、実現に近づいていくと感じた。

100名の会場に10人の参加とはなったが、結果、とても有意義な時間となったのではと思う。次回の実行委員会には建石先生がお越しいただけるということである。

このディスカッションから生まれた平和への権利を求める芽を枯れさせないことが、私たちキャンペーン実行委員会へ与えられた大きな宿題である。



### 藤田早苗氏(英国エセックス大学)講演 「国際社会から見た日本のメディア、ジェンダー、貧困」

島根大学国際交流センター特任講師 佐々木亮

島根大学国際交流センターでは、2018年12月7日、英国エセックス大学人権センターフェローの藤田早苗氏を招き、講演会を実施した。実施にあたり、島根県弁護士会、島根県行政書士会、そして、日本国際法律家協会の後援を頂いた。本稿を借りて、深く感謝申し上げるとともに、以下で、当日の様子を報告させて頂きたい。

講演者の藤田氏は大阪府出身で、名古屋大学大学院国際開発研究科を修了後に渡英し、エセックス大学ロースクールにて、国際人権法修士及び法学博士の学位を取得した。現在は、同大学人権センターのフェローとして、国際人権法の教育研究に従事している。その傍ら、日本国外のメディアが報道するニュースから日本を見つめ直す「外から日本を知る勉強会」をロンドンで開催したり、写真家としても活動したりするなど、幅広い顔を持っている。近年では、2013年12月に国会で可決された、いわゆる特定秘密保護法（翌年12月施行）の危険性を国際社会に対して繰り返し訴えている。藤田氏の活動は、国連人権理事会の意見・表現の自由の権利に関する特別報告者 (Special Rapporteur on the promotion and protection of the right to freedom of opinion and expression) であるデイヴィッド・ケイ (David Kaye) 氏による日本の報道のあり方に対する懸念の表明や2016年4月の日本訪問、日本政府によるメディアの監視への懸念を表明する報告書 (Human Rights Council, 'Report of the Special Rapporteur on the promotion and protection of the right to freedom of opinion and expression on his mission to Japan', 15 June 2017, A/HRC/35/22/Add.1) の提出、組織的犯罪処罰法改正案への懸念を表明するプライバシーに関する特別報告者 (Special Rapporteur on privacy) のジョセフ・カナタチ (Joseph A. Cannataci) 氏による安倍首相への書簡 (Letter to Japan on the the 'conspiracy' bill, 18 May 2017) 等へと結び付いている。

昨年12月、「国際社会から見た日本のメディア、ジェンダー、貧困 - 国連は何を勧告してきたか」と冠する一般公開の講演会と、「世界から見た日本のメディア、ジェンダー、貧困」と冠する学生対象の講演会の2つを開催した。前者は、島根大学国際交流センター講演会として、特に時間をとって実施したもので、国連からの勧告に触れながら、日本の人権問題に対する関心を喚起するものであった。後者は、全学共通科目の講義枠で実施した学生対象のもので、前者と同様の内容を基本としつつ、日本の大学院からさらに英国の大学院に進学し、修了後も現地

にとどまって研究を続けてきた藤田氏のパーソナルヒストリーも交えて、お話しして頂いた。

いずれの講演も、日常生活の中に隠されたジェンダーバイアスの問題、行政機関によるプライバシーの保護の不十分さ、日本を含む先進国においても深刻な極度の貧困の問題、メディアによる政府への不必要な気遣い等、現代の日本が直面する重要な課題を鋭く指摘するものであった。藤田氏は、「全ての人間は生まれながらにして、基本的人権を持つ」・「国家（政府）には、全ての人の尊厳が守られるようにする義務があり、それを要求するものが人権である」という最も基本的な原理から話し始め、人権は「思いやり」や「助け合い」とは完全に同義ではないこと、これらを混同することが、人権の実現にとって危険であることをまず確認した。続いて、第二次世界大戦後の国際人権法の発展の歴史と現代の国際人権保障制度の説明へと話が進んだ。特に、国連の人権条約上の国家報告制度や個人通報制度、人権理事会の普遍的定期的審査（Universal Periodic Review: UPR）や特別報告者制度の概要にも話が及び、昨今のニュースでよく耳にするキーワードについて、改めて正しい理解を促した。藤田氏は、2016年から2017年にかけて、先述の通り日本における表現の自由やプライバシーの保護に関して、強い懸念を表明した特別報告者を「批判もする友人（critical friend）」と捉えて、国連人権機関との建設的対話が続けることの重要性を繰り返し強調した。講演の中盤では、英国BBCのドキュメンタリー“Japan's Secret Shame(日本の秘められた恥)”を上映したうえで、その内容に触れながら、ジェンダー役割についてのステレオタイプや労働市場におけるジェンダー分離へと話しを進め、人権問題が日本にも深刻な人権問題があり、それが学生にとっても身近なテーマであることを強く印象付けるものになった。また、マスメディアの政治的中立性を強調する風潮が、権力を監視するという本来の役割を弱め、現状追認へと向かう危険性も指摘された。講演の締め括りには、「声なき声に光を当てる」人権擁護者（human rights defender）としての藤田氏の歩みや現在の活動、来場者が人権擁護者として、すぐにでもできる活動にも話が広がった。

来場者の中には、講演テーマに関わりの深い分野を専攻する学生・教員や関心を持つ一般市民のほかにも、自然科学系学部や教育学部の学生・教職員が含まれていた。各講演後の質疑やコメントシートには、日常生活に密接に関わる講演内容にもかかわらず、講演を通して初めて知ったことに対する驚き、身近な人権問題に無関心であったことへの反省、積極的に情報を収集して、社会を多面的に見る重要性を改めて感じたという感想が述べられた。翌年3月に卒業を控え、翌月から教師となる学生は、「国家（政府）には、全ての人の尊厳が守られるようにする義務がある」という講演の冒頭の言葉が印象に残ったとして、講演をきっかけとして人権について考え、教育活動に活かしていきたいと述べた。

「国際人権」をテーマとした講演会を島根大学国際交流センターで開催したのは、これが初めてであったが、学生はもちろんのこと、教職員や一般市民にも、貴重な機会を提供できたと考えられる。改めて、本会をはじめ、県内の法律家団体による後援に感謝を申し上げる。

# 新連載「国際的視点から考える改憲問題」

## 第4回:ガザ訪問から考える改憲問題

室蘭工業大学大学院工学研究科 准教授 清末愛砂

### 1. ガザ再訪

2018年11月、7年ぶりにパレスチナを訪問した。ガザという意味では、17年ぶりにあたる。7年前までのわたしは、休暇を利用して、イスラエル軍に破壊された家屋の立て直しなどのコミュニティ・ワークをするために、ヨルダン渓谷（ヨルダン川西岸地区東部にあるヨルダンとの国境沿いの地域。ヨルダン川西岸地区ではイスラエルの占領政策がパレスチナ人に対し最も苛酷な抑圧を与えている地域）を定期的に訪ねていた。その後は、アフガニスタンの女性団体の支援活動に時間をとられ、パレスチナ行きの時間を確保することができなくなっていた。

このたび、パレスチナ、とりわけガザを訪問したのは、次の二つの目的のためであった。一つは北海道パレスチナ医療奉仕団（団長は整形外科医の猫塚義夫医師。以下「奉仕団」とい



ガザのUNRWAのクリニックで診察中の  
猫塚義夫団長（著者撮影）

う。）の第11次医療・子ども支援活動のメンバーとして、UNRWA(国連パレスチナ難民救済事業機関)が運営するガザの学校で、子どもに封鎖の様子を描いてもらうプロジェクト（絵画プロジェクト）を実施するためであった。もう一つは、東エルサレムにあるシューファット難民キャンプで沖縄集会を開催し、そこで講演をすることになったからであった。

### 2. ガザ入りの困難さ-封鎖によってできあがった野外監獄

ガザは1993年（一連のオスロ合意のうち、最初の「パレスチナ暫定自治に関する原則宣言」が締結された年）以降、イスラエルにより周囲をフェンスで囲まれている。また、2006年のパレスチナ立法評議会選挙でハマース（イスラーム抵抗運動）が勝利したことに対する「報復」として、イスラエルが出入口を厳しく封鎖するようになった（2008年には完全封鎖）。つまり、ガザとはイスラエルによる封鎖された<野外監獄>となっているのである。

ガザ住民は例えば、東エルサレムの医療機関にどうしても行く必要があるなどの特別な理由がない限り、ガザを出ることは認められない。外国人についても、イスラエル政府発行のプレスカードを持つメディア関係者、ガザで何らかのプロジェクトをしているエルサレムなどに事務所を持つ

NGO関係者、あるいはUNRWAなどの国連機関やその他国際機関経由でイスラエル軍から許可を得た者でなければ、ガザ入りはできない。

奉仕団は札幌に拠点を置くNGOである。東エルサレムやヨルダン川西岸地区のヘブロンなどで医療支援や子ども支援をしてきたほか、ガザでも同様の活動を行ってきた。ガザにメンバーを派遣する際は、毎回UNRWA経由でイスラエル軍の許可を事前に得ている。



ガザ市内にある夕暮れどきのモスク  
後述のように、撮影日2018年11月11日の夜  
イスラエル軍がハーン・ユニスに忍び込んだ  
(著者撮影)

### 3. パレスチナと沖縄を結ぶ試み

先に結果を書くと、絵画プロジェクトはガザ滞在中にイスラエル軍の激しい空爆が始まり、学校が一時的に閉鎖されたことにより、延期せざるを得なくなった。これは誠に残念であった。

わたしがガザに入る前に開催された沖縄集会では、琉球処分、戦後の米国による沖縄支配、日本への返還の矛盾と二人の支配者（日本と米国）の存在、相容れない憲法と日米安保条約の並存状態を口頭で説明すると同時に、普天間基地のオスプレイや辺野古での新基地建設に抗する闘いの様子を写真で見せる形で講演を行った。参加したパレスチナ人医師が、イスラエルの占領下のパレスチナの状況と沖縄を重ねあわせながら聴いていることが、その反応からはっきりと感じ取ることができた。構造的に両者は酷似しており、パレスチナ人にとって沖縄の状況は想像しやすかったのであろう。そもそもこの集会自体、以前、奉仕団の招聘で来日した別のパレスチナ人医師が沖縄で講演や辺野古での座り込みをした経験から、東エルサレムでの沖縄集会の開催を思いつき、その実現に結びついたのであった。参加者は少なかったものの、日本のなかにまさに沖縄という名のパレスチナが存在している状況を占領下のパレスチナで話し、議論することができたことが一つの成果であった。

### 4. 平和的生存権の確認を実践する

憲法研究者であるわたしが前述のような活動にかかわる理由は、憲法前文（2段後半）が謳う「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」ことを現場で実践すべきと考えているからである。

ガザの人々をはじめ、占領や封鎖を長年経験してきたパレスチナ人は、「恐怖」（イスラエルによる攻撃、移動・教育・医療・水などへのアクセスの大幅な制限、家屋破壊など）や「欠乏」（占領や封鎖により経済活動が滞り、就職口もみつからないため、極度の貧困にあえいでいる家族が多数いる）にまみれた生活を強いられてきた。全世界の国民のなかにはいうまでもなく、パレスチナ人を含む世界中のすべての人々が入る。

「平和のうちに生存する権利」(平和的生存権) に強い価値を感じるとともに、わたしを含む日本国民は日本国憲法を通して全世界の国民の権利として確認している以上、その実現に向けた何らかの実践が求められているといえるのではないか。前文をそう解することから、わたしはこれまでパレスチナやアフガニスタンにかかわり続けてきた。両地域の状況は極めて厳しい。しかし、一つひとつの丁寧な積み重ねが平和的生存権の実現に近づくことになると信じている。

## 5. イスラエル軍の空爆-閃光と着弾音

わたしが奉仕団のメンバーとともにガザに入った11月11日の夜、南部のハーン・ユニスで一つの事件が起きた。普通のバンでガザに忍び込んだイスラエル軍をハマースのメンバーがみつけ、銃撃戦に発展した。ハマースのメンバー7名とイスラエル兵1名が死亡したほか、ガザに残された自国兵の救出のためにイスラエル軍がハーン・ユニスで空爆を行った。翌12日、前日にメンバーを殺害されたハマースはイスラエルの街に向けて多数のロケット弾を発射し、イスラエル軍もガザ全土での空爆を開始した。

12日の夜から13日の未明にかけて、わたしが奉仕団のメンバーとともに滞在していたガザ市内でもハマース系のテレビ局、宿泊客のいないホテル、自治政府の建物、ハマースのメンバーやその家族が住んでいるアパートなどが空爆(ドローンと戦闘機などによる空爆)の対象となった。イスラエル軍は一晩で150回にもおよぶ爆撃をしたという。

13日早朝4時前、地面が裂けるかと思うような大きな爆音を耳にした瞬間に飛び起きた。極めて近くにある建物が爆撃されたと思った途端、ピカっという光を目にし、間髪入れずに爆音がきこえた。それと同時に爆風が窓(爆風で窓ガラスが壊される可能性があるため、あらかじめ開けておいた)から入り、建物がまるで地震が起きたかのようにゆれた。まさに「ピカドン」の世界だった。同室で寝ていた奉仕団のメンバーとともに窓から離れ、あわてて毛布をかぶり爆撃が終わるのを待とうとした。そのときにもう一発、爆撃が加えられた。三連発のミサイル攻撃であった。夜が明け、宿泊先の住居の大家一家から、150メートルほど先にあるハマースの施設が爆撃されたと教えてもらった

## 6. 「自衛」の論理

イスラエル軍は空爆を含む激しい爆撃をガザやヨルダン川西岸地区で実行するときに、「自衛」「国防」「対テロ」の名の下で攻撃を正当化する。そういった説明であれば、すべてが通るのかのごとく。2002年にヨルダン川西岸地区のナーブルス近郊のパラータ難民キャンプに滞在していたときも数えきれないほど多くの爆撃を経験したが、それらもすべてこうした言葉で説明されてきた。

今回、わたしが身近で経験した三連発のミサイル空爆も同じであった。あのとき、わたしの滞在先だけでなく、その周辺の住民たちは一様に大きな恐怖心を覚え、震えあがったはずだ。大家一

家は朝まで一睡もできなかつたと言っていた。「自衛」とは怖い言葉だ。人を殺傷するのに、都合よく用いられる。兵士が感じるかもしれない殺傷することへの<痛み>や<躊躇>を緩和する。日常の軍事訓練のときから、「国を守る」「攻撃されているから、自衛が必要だ」といわれ続けられれば、軍事攻撃の必要性を一方的に受け入れるようになるだろう。

## 7. 平和的生存権に拮抗する自衛隊の憲法明記問題

2018年3月、自民党憲法改正推進本部は改憲4項目のたたき台素案をまとめた。それによると、9条の2をあらたに設け、「国及び国民の安全を保つために必要な自衛の措置をとることを妨げず、(中略) 自衛隊を保持する」(1項) と規定することで、自衛隊の憲法明記を果たそうとしていることがわかる。自衛隊の憲法明記がなされると、これまで違憲か否かの議論がなされてきた自衛隊が憲法上の存在となることで、その議論が抑えられ活動範囲が広げられることが懸念される。また、それにともない、社会の軍事化がさまざまな局面で進んでいくであろう。

自衛隊の憲法明記については、さまざまな観点から批判ができるが、本稿ではとりわけ「自衛の措置」という言葉が持つ危険性を述べておきたい。繰り返しになるが、わたしが今回訪問したガザで経験したイスラエル軍の空爆は、イスラエルの「自衛」の名の下でなされたものであった。しかし、先述したように、「自衛」とはいうものの、先に挑発したのはガザに忍び込む行為をしたイスラエル軍であった。これがなければ、ガザ全土で行われた空爆は起きなかつたはずであり、いうまでもなく、ハマースもロケット弾をイスラエルの街に向けて飛ばすこともなかつた。

軍事的にその支配力を見せたい場合、このような挑発行為により相手の応戦を誘発し、それに対して「自衛」のを主張して何倍返しにする、という方法が頻繁にとられる。これはイスラエルにとりわけ特徴的なものではない。大日本帝国が犯した軍事侵略を考えると自明のことである。同帝国は自演自作などをして、「自衛」の名で中国大陸への侵略を進めていった。そうであったからこそ、自国の負歴史から学び、日本国憲法は侵略のみならず、自衛の戦争や武力行使をも否定することからはじまったのである。それが時間の経過とともに、戦力ではなく自衛力だと説明することで軍事組織である自衛隊の創設が正当化され、海外派遣もしないことになっていたにもかかわらず、湾岸戦争以後、なし崩し的にそれを重ねてきた。

その延長戦上で自衛隊の憲法明記がなされたら、どうなるか。わたしがガザで経験した三連発のミサイル攻撃のような武力行使を自衛隊が「自衛の措置」の名の下で実行するような事態が生じるであろう。それは、憲法前文が謳う全世界の国民の平和的生存権を奪う行為そのものである。憲法前文はそうした事態が憲法の下で行われることを認めていない。全世界の国民の平和的生存権を確認する作業の一環として、自衛隊の憲法明記を阻止することが強く求められる。

## フィリピンにおける開発と超法規的殺害 (Extrajudicial Killing:EJK)

明治学院大学国際平和研究所研究員／ことぶき共同診療所非常勤看護師／大学非常勤講師  
勅使川原香世子

本稿は、2018年12月8日に開催された日本国際法律家協会主催の講演会における報告内容に一部加筆したものである。

### はじめに

2018年10月に起きた、サウジアラビア人ジャーナリスト ジャマル・カショギ (Jamal Khashoggi) の殺害は、多くの人びとに衝撃を与えた。同国ムハンマド・ビン・サルマン皇太子に批判的なジャーナリストが、トルコにあるサウジアラビア総領事館で殺害されたからだ。サウジアラビア検察は5名の政府関係者に死刑を求刑し、事件の幕引きを図った。しかし、米国中央情報局 (CIA) は、同皇太子がカショギ氏殺害を指示したと結論づけた<sup>1</sup>。同事件は、政府やその他の代理人によって実行された超法規的殺害 (Extrajudicial Killing: EJK) といえるが、関係国の思惑を背景に、サウジアラビア政府、同皇太子の責任は不問に付されようとしている。

EJKの主犯と想定される人物が捜査の対象にさえならない不処罰の文化 (Culture of Impunity) は、世界中に蔓延している。その広がり、不平等、腐敗、暴力などへの影響を分析した世界不処罰指数 (Global Impunity Index) 報告書によれば、高い不処罰指数は外国投資の促進を困難にするという。だが、本稿においてとりあげるフィリピンをみると、同国への諸外国からの直接投資認可合計額が減少する中、日本からの直接投資は増加している<sup>2</sup>。さらに、現地で発生している人権侵害の状況に視点を向けると、EJKによる開発への反対運動の弾圧が、開発をより容易にしているかのようにさえみえる。

1 C.I.A. Concludes That Saudi Crown Prince Ordered Khashoggi Killed - The New York Times, New York Times, Nov. 16, 2018. <https://www.nytimes.com/2018/11/16/us/politics/cia-saudi-crown-prince-khashoggi.html>

2 2017年の対フィリピン外国直接投資認可額合計は、前年と比較し51.7%減少した。他方、日本からの投資は18.2%増加で、構成比は30.3%を占め首位である。他方、シンガポール57.8%減、オランダ80.5%減、米国72.2%減である。(世界貿易投資報告2018年版 <https://www.jetro.go.jp/world/asia/ph/gtir.html>)

本稿では、フィリピンにおいて急増するEJKの現状と、現地の人びとが被る暴力と開発、ひいては、私たち日本人との関係性について考えたい。

## 1 用語の確認

### 1-1 EJK (Extrajudicial Killing)

EJKは、2012年にアキノ政権によって発令された行政命令第35号 (Administrative Order No. 35) のガイドラインにおいて定義された。それによると、EJKの被害者は、政治、環境保護、土地利用、労働などに関わる組織に所属する者、その擁護者、メディア関係者などに限定される。また、EJKは、組織活動への参加を理由とする国家あるいは非国家による殺害である。フィリピン・アテネオ大学人権センター (Ateneo Human Rights Center) が、同ガイドラインによる定義の曖昧さと制限付きであることを指摘しているように、限定的な定義が、同国政府に、自らの説明責任を回避する機会を与えてきた。

現ドゥテルテ政権において、同国国軍や国家警察などが関与していると想定されるほぼすべての殺人につき、真相は明らかにされていない。しかし、2018年11月に3名の警察官が、前年8月に発生したキアン・ロイ・デロス・サントス (Kian Loyd Delos Santos, 当時17歳) 殺人事件の犯人として、20~30年の懲役を求刑された。ところが、市民弁護士事務所 (Public Attorney's Office: PAO) の責任者である弁護士ペルシダ・アコスタ (Persida Acosta) が、「キアンのケースをEJKだとみなすべきではない」、「警察官を有罪にしたのだから、政府が無慈悲な殺人を容認しているわけではないことが証明された<sup>4</sup>」との見解を示した。

本稿において、被害の過小評価を避けるため、国際司法裁判所も引用する国連人権高等弁務官事務所のガイドライン<sup>5</sup>における以下の定義を採用する。なお、同国人権擁護団体カラパタン (KARAPATAN) も、国連の定義を採用している。

EJKとは、「十分な裁判や法的手続きなしに、政府やその代理人の関与、共犯、容認あるいは黙従をもってなされる殺人である。これは、警察や治安部隊による過度な武器の使用による死亡も含む。」とする。

3 Ateneo Human Rights Center, Summary & Extrajudicial Killings in the Philippines, A Submission to the United Nations Human Rights Council for the Universal Review of the Philippines, 2017.

4 Philstar, December 2, 2018, PAO chief insists Kian case not EJK, <https://www.philstar.com>

5 Professional Training Series No.5/Add.2, Human Rights and Law Enforcement, A Trainer's Guide on Human Rights for the Police, Office of the United Nations High Commissioner for Human Rights, 2002, p.15. / Glossary of human rights violations, KARAPATAN, 2011, p. 7.



## 1-2 不処罰(Impunity)・市民活動の制限

不処罰とは、報告書“Global Impunity Dimensions”によれば、法律上、あるいは、事実上、暴力加害者への責任追及における不可能性を示し、加害者は、刑罰や被害者への補償につながる可能性のある質問を受けることもない。<sup>6</sup>

世界不処罰指数 (Global Impunity Index) は、防衛や司法システムの分析を基礎とした量的方法論をとおして、不処罰の広がりや、不公平、腐敗、暴力といった世界的問題へのその直接的な影響を可視化するために考案された指標である<sup>7</sup>。2014年より、研究者や学生、市民団体などの研究チームが、世界的規模で不処罰を測定する方法や統計的モデルに関して議論した。2015年には、59か国の世界不処罰指数がまとめられ、2017年には69か国の分析が達成された<sup>8</sup>。

高い不処罰指数は人権侵害の増加だけでなく、社会経済的・法的的不平等や法による支配の問題、経済発展の遅れなどを引き起こし、また、外国投資や観光事業の発展を妨げるという<sup>9</sup>。フィリピンは69か国中最下位であり、その理由として、組織犯罪に関連した暴力の増加、Islamic Stateと連携する武装グループによるテロ行為の増加などが挙げられる<sup>10</sup>。

不処罰指数の統計や結果の利用によってそれぞれの国や地域による詳細な質的分析が実施され得ると同報告書に言及されるように、現場での質的調査は必須である。なぜなら、量的に分析された不処罰指数が同国の実態を反映しているとは言い難いからだ。同報告書には、これまで不問に付されてきた同国国軍や国家警察による市民への暴力が問題にされていないのである。

程度の差はあるものの、多くの国で、権利を主張する者、不公正に声を上げる者が弾圧されている。各国における結社や表現の自由の状況を分析しているCIVICUSによれば、世界人口のわずか2%が自由に集会を開き表現できる環境に住み、30億人以上は深刻な抑圧の中にいる<sup>12</sup>。冒頭に述べたカシヨギ氏の例も、本稿において取り上げるフィリピンの例も、残念ながら決して珍しい事象ではない。

---

6 University of the Americas Puebla, UDLAP Jenkins Graduate School, Center of Studies on Impunity and Justice, Global Impunity Dimensions, 2017, p. 21.

7 Ibid., P. 7.

8 Ibid., p. 17.

9 Ibid.

10 Ibid. P. 10.

11 Ibid. p. 7.

12 People Power under Attack Findings from the CIVICUS Monitor 2017: [http://www.civicus.org/images/CM\\_Findings\\_7Oct\\_v1.pdf](http://www.civicus.org/images/CM_Findings_7Oct_v1.pdf)

## 2 紛争

### 2-1 国家非常事態宣言・戒厳令

ミンダナオ島で2016年8月に発生したイスラム系武装組織アブサヤフとの戦闘、同年9月に発生した爆破事件を契機とし、2016年9月4日、国家非常事態宣言が発出された<sup>13</sup>。つづいて、2016年8月に発生したイスラム系武装組織マウテによる刑務所襲撃、2017年5月の同組織による病院占拠などを理由として、2017年5月23日、ミンダナオ島全域に戒厳令が布告された<sup>14</sup>。同日より同年10月23日まで、マラウィ市では空爆を含む戦闘が繰り返された。戦闘終結までに、1,000人以上が死亡し、約100人が行方不明、36万人が避難し、現在も23万人が帰還できずにいる<sup>15</sup>。戒厳令は2018年末に解除される予定だったが、2019年末まで延長された。

他方、マラウィ市での戦闘の最中、バンサモロ・ムスリム・ミンダナオ自治地域組織法にドゥテルテ大統領が署名し、モロ・イスラム解放戦線 (MILF) とフィリピン政府との和平プロセスは前進した<sup>16</sup>。

マラウィ市での戦闘終結宣言後の2017年11月23日、政府の努力にも関わらずフィリピン共産党 (CPP) 軍事部門新人民軍 (New People's Army: NPA) が暴力行為を中止しないと理由で、同国政府はCPP-NPA-NDF(National Democratic Front of the Philippines: 民族民主戦線、合法闘争組織とされる) との和平交渉を中止した<sup>17</sup>。

つづいて、共産党との和平交渉決裂1年後の2018年11月22日、非合法的なグループによって無実の市民が多数殺されているという理由から、ドゥテルテ大統領は、ネグロス島、サマル島、ビコール地方に非常事態を宣言し、国軍兵士と警察官の増員を指示した<sup>18</sup>。

### 2-2 EJK概況

フィリピン違法薬物取締機関 (Philippine Drug Enforcement Agency) は、ドゥテルテ大統領就任後2016年7月1日から2018年7月31日の間に105,658件のドラッグ捜査を実施し、その際、4,410人を殺害したことを認めている<sup>19</sup>。他方 Web ニュースサイト・ラップラー (Rappler) が入手

13 Proclamation No. 55, s. 2016., 4<sup>th</sup> Sep 2016.

14 Proclamation No. 216, 23th May 2017.

15 「IS系との戦闘から1年 戒厳令続く比ミンダナオ島 23万人避難中、復興遠く」2018年5月24日、東京新聞 Web, <http://www.tokyo-np.co.jp/article/world/list/201805/CK2018052402000144.html#print>

16 石井正子「ドゥテルテ政権：バンサモロ新自治政府設立のための法律成立」Asia Peacebuilding Initiatives, <http://peacebuilding.asia/>

17 Proclamation No. 360, 23th Nov 2017.

18 Memorandum Order No. 32, 22th Nov 2018.

19 #REALNUMBERPH, <http://pdea.gov.ph/2-uncategorised/279-realnumbersph> (2018年12月24日閲覧)

したフィリピン国家警察の記録によると、23,518件の殺人が捜査中である<sup>20</sup>。つまり、毎日33人が殺害されている。また、前述の人権擁護団体カラパタンによると、2016年7月から2018年9月までに、ドラッグ撲滅作戦に関連して2万人以上が殺害され、その多くは貧困層である<sup>21</sup>。さらに、ドラッグ以外のEJK被害者は196名（うち157名は農民）、殺害予告を受けた者366名、拷問100名、不当逮捕2,135名、不当逮捕/不当勾留415名、国内避難民446,816名である<sup>22</sup>。

フィリピン人弁護士ジュードゥ・サビオ (Jude L. Sabio) が国際刑事裁判所へ提出した請願書<sup>23</sup>によると、ドゥテルテ大統領はダバオ市市長を務めた際、ダバオ暗殺団 (Davao Death Squad) を結成し、多くの市民を超法規的に殺害していた。同弁護士が暗殺団の元メンバーに行った聞き取りから、暗殺団のメンバーは現役警察官、元警察官、自首してきたNPAの元兵士などであること、殺害の手口や命令系統、報酬などが明らかになった。国際刑事裁判所は調査の必要性を認めたが、ドゥテルテ大統領は調査を拒み、さらに、国際刑事裁判所に関するローマ規定への批准撤回を宣言した。撤回の意向は2018年3月19日に国連へ通知され、この一年後に、脱退することになる。

### 3 ネグロス島

#### 3-1 東ネグロス州ギフルガン市

東ネグロス州州都ドゥマゲテ市はマニラから飛行機で約1時間、ギフルガン市はそこからさらに車で約4時間のところにある。人口約96,000人で、主な産業は農業、漁業、林業、採鉱、採石などだ。農場労働者としての賃金で生活する世帯は全雇用者数の3分の1を占め、その所得はもともと低い。

ギフルガン市では、2017年7月21日に6名の警察官と1名の議員運転手が殺害されて以来、EJKが多発している。2019年1月までに、私が把握するだけで60名以上が殺害された。

本稿を執筆している2018年12月27日、同市の82名（総数113名）に対して武器不法所持の捜査令状が出された。国軍やその他法執行機関と協力する中央ビサヤ地方警察 (the Police Regional Office-Central Visayas) の指示を受けた東ネグロス州警察が、同日19時までに、38

20 At least 33 killed daily in the Philippines since Duterte assumed office, 17, Dec, 2018, Rappler, <https://www.rappler.com/newsbreak/in-depth/204949-pnp-number-deaths-daily-duterte-administration>

21 KARAPATAN Monitor, [http://www.karapatan.org/files/\[Web\]%20Karapatan%20Monitor%20July-Sept2018.pdf](http://www.karapatan.org/files/[Web]%20Karapatan%20Monitor%20July-Sept2018.pdf) (2018年12月1日閲覧)

22 Ibid.

23 Jude Josue L. Sabio, “The situation of mass murder in the Philippines, Rodrigo Duterte: the mass murder”, 24 Aug 2017.

件の捜索を実施した。その際、6名が殺害され、31名が逮捕された。<sup>24</sup>6名（筆者が入手した現地情報では12月27日の死者は7名）のうち、5名は同市にあるトリニダッド村の住民で、農民組織のメンバーだった。警察は、「捜査」の際に「容疑者」が反撃してきたから撃ったと主張している。<sup>25</sup>だが実際、私と現地住民との電話を介したインタビューから、被害者Aは抵抗すらしていなかったことがわかっている。被害者Aは以下のように警察によって殺された。

ネグロス島外へ出稼ぎに出ている被害者Aは、クリスマス休暇のために帰郷していた。12月27日午前3時、Aが自宅で眠っていると、突然家の中に押し入った警察官らによって家の外へ引きずり出され、数発撃たれて殺害された。配偶者と小学生の子どもは警察官によって寝具でカバーされ、Aが殺されるところを目撃していない。遺体はそのまま警察へ運ばれた。警察は、異なる場所で殺害した数名の遺体を警察敷地内の炎天下に並べた。多くの市民がそれを見ていた。

被害者A以外のもう一人も、クリスマス休暇のために他の島から帰郷していたところだった。

### 3-2 リボイの人生

地主や政治家などの有力者による不公正な行いを批判すること、自らの権利を主張すること、有力者からの協力要請を拒むことがいかに困難なことか、2017年7月24日に殺された漁民組織リーダー リボイ (Liboy 当時46歳) の人生が物語っている。14歳の時に、バスケットボールをしていたところを突然国軍兵士に銃撃され、以来、リボイは殺されるまでずっと、国軍などの標的だったのである。

小作人の家庭に生まれたリボイは、経済的理由から小学校2年生で学校をやめ、両親とともに畑で働き始めた。父親は農民組織の活動などに熱心ではなかったが、彼の叔父は活発な組織メンバーだった。リボイが子どものころ、叔父は国軍兵士によって連れていかれ、数日後に遺体となって発見された。そこには拷問の痕があった。

20代前半で結婚した彼は、コファンコ家(元大統領コラソン・アキノの親戚)のサトウキビ大農場の労働者として働いた。当時、地主に雇われた農場管理者から暴力を受け続けた。体調を崩した労働者は受診さえ許されず、死亡するとサトウキビ畑の端に無造作に埋められた。

朝から晩まで働いていたにもかかわらず、十分な食事も、家族への仕送りが叶わなかった彼は、海岸線の砂地に小さな竹の家を建て、漁を始めた。しかし、今度は、捕れた魚を道端で売るなど警察官に邪魔されるようになった。

脅迫や嫌がらせは日常茶飯事だったが、リボイは抵抗を止めなかった。彼は漁民組織NAMABOを結成し、役人や警察官から漁民への不当な仕打ちに抗議し、権利を主張していた。

24 SUNSTAR, December 28, 2018, 6 killed, 31 arrested in Negros Oriental police operation, <https://www.sunstar.com.ph/article/1780407> (December 28, 2018 access)

25 Ibid.

また、NGOから助成を受け人工漁礁を設置するなど、NAMABOメンバーの所得向上にも尽力した。

ある日、ギフルガン市市議会議員が、共同で漁民組織を設立しようとリボイに話を持ち掛けた。だが、リボイは、同議員が環境や漁民の生活に無関心なこと、単に補助金目当てであることを同議員の行動からよく理解していたので、彼の誘いに乗らなかった。また、リボイが住む海沿いの村にリゾート開発の話が持ち上がった時も、リボイや漁民組織NAMABOは反対した。すると、リボイ達が住む海岸線の砂地は公有地であるにもかかわらず、「自分が地主である」と主張する人物が「リボイはNPAのサポーターだ」と吹聴した。自称地主は銃を所持し、年中、村人をその銃で脅していた。

リボイが殺された日の朝、国軍兵士がリボイを探し回っており、村人に彼の居場所を尋ねていた。それゆえ、リボイは、出先から帰宅しないよう友人たちに何度も引き留められた。しかし、数年前に家を焼かれすべてを失った経験をもつ彼は、村へ戻り浜を見張らなければならないと言い張り、帰宅した。そして、子どもの前で、5人組の男たちに銃殺された。警察は現場検証さえしなかった。

子どもの頃から、納得できないことに対して「おかしい」と言えるリボイは、事あるごとに国軍や警察、地主などから痛めつけられてきた。安心して暮らせる場所は、どこにもなかった。

### 3-3 マウンテン・クリニックの存在と困難

農民や漁民は、不公正な社会経済的構造によって貧困から抜け出せないにもかかわらず、市民の権利を保障する責務をもつ役所や病院などの公的施設でも、「怠惰で、無学だから貧困から抜けさせないのだ」と差別され虐げられてきた。

そんな貧困層への医療サービス提供を目的として、1974年、聖フランシスコ会はギフルガン市トリニダッド村にマウンテン・クリニックを設立した。だが、農民たちとの生活から現実を学ぶうちに、クリニックのスタッフは医療サービスでは人びとの健康は達成され得ないと考えるようになっていった。なぜなら、農民たちの不健康の原因は、不公正な社会構造にあったからだ。農民たちは、地主による農地分配の回避や高い刈り分け料（収穫物の一部で支払う地代）のために十分に食べられず、また、仕事や住む場所を失うことを恐れて、地主や首長などの有力者に対して意見、交渉することもできずにいたのである。

医療だけではなく、生存基盤の改善、尊厳の回復がなにより必要だと理解したクリニックのスタッフは、設立当初より農民組織とともに声を上げ始めた。しかし、1972年にマルコス元大統領によって布告された戒厳令の最中、農民の組織化を図ったクリニックは国軍の恰好の標的とされた。クリニック設立に尽力した米国人ジョン・ピーターソン (John Peterson) 神父は、設立後まもなく強制送還され、残されたスタッフや医療ボランティアも常に監視の対象となった。国軍兵士に何度も自宅を訪問されたり、許可なく数日にわたり自宅に居座られたり、鍼灸治療に使う鍼や医療関

連のテキスト、ハーブなどを押収されたりした。

戒厳令の解除後、そして現在に至るまで、クリニックのスタッフやクリニックが養成した地域医療ボランティアへの国軍などからの嫌がらせや脅迫は続いている。たとえば、クリニックのスタッフや子どもも参加する農民・漁民組織のデモ活動は、ライフルとビデオカメラを携帯した兵士や装甲車に常に取り囲まれ、監視される。2005年には、幸い死傷者はでなかったものの、クリニックの中心的メンバー3名が滞在していた家が国軍に包囲され、四方八方から銃撃される事件が発生している。現在は、その時よりさらに緊張が高まっており、彼らが自由に移動することすら困難な状況にある。前述した銃乱射事件のサバイバーのひとり、昨年2017年に再度撃たれそうになり、見知らぬ土地への移動を余儀なくされた。現在、5名ほどの聖フランシスコ会関係者が、何者かが配布したヒットリスト（国軍や警察の殺害標的）の中に実名を挙げられている。

国軍から命を狙われるという困難のなか、クリニック設立から44年もの間、スタッフは報酬もなく、地域に住む人びとの生命と健康と尊厳を守るために奮闘してきた。だが、前述したような、度重なる脅迫、監視、銃撃事件、殺人などが多くの人びとに恐怖心を植え付け、不公正に声を上げ権利を主張する人とそれ以外の人びとの距離をどんどん引き離している。「不公正だ」、「おかしい」といった思いを表明すること、組織の一員として活動することが国軍や警察からの標的になることを意味する現実の中で、多くの人びとが不公正に声を上げる人に近づくことさえも躊躇するようになっている。

### 3-4 農民組織リーダーや人権活動家・弁護士などへの暴力

農民組織リーダーだったト（通称）は、農地分配の要求や地代に関する地主との交渉などに携わってきた。トは、でっち上げられた罪によって、2度、数年にわたり勾留された。逮捕の際、家宅捜索に来た警察官が彼の家屋に手りゅう弾をおき、それを後から来た国軍兵士が発見するという、常套手段が使われた。子どもが、警察官が手りゅう弾を置くところを目撃したと証言したが、警察はそれを相手にしなかった。彼が勾留されている間、公判は行われなかった。保釈金によって解放され数年経過した2011年、トは、友人たちの目の前で武器の扱いに慣れた男たちによって射殺された。

エルウィン（通称）も、トと同じ村に住む農民組織のリーダーだった。だが、度重なる脅迫のため、彼は、身を隠すことを余儀なくされた。国軍によって頻繁に訪問される恐怖から、配偶者や子どもは村に住めなくなり、家族は離散した。それでも彼は、人権侵害などについて調査するなどの活動を続けた。しかし、2013年に、エルウィンを殺人犯と名指した指名手配ポスターが村役場に貼られて以来、彼は村を離れざるを得なくなった。

内部で起こっている人権侵害を外部に伝えるために、農民・漁民組織が人権団体や弁護士と協力することは非常に重要なことだ。だが、人権団体や人権弁護士への弾圧も強化されている。

2017年11月、30名ほどの人権活動家や農民組織メンバーなどが、人権侵害に関する事実確認調査を実施した。その移動中、3名が撃たれ、2名が亡くなった。1名は、人権擁護団体カラバタンの東ネグロス州代表エリッサ・バダヨン (Elisa Badayon) だった。政治犯の解放や人権委員会などへの申し入れなどに携わる関係上、カラバタン代表には法的知識が求められる。なおかつ、命を狙われるという危険がつきまとう。彼女が殺害されたあと、このポジションを引き継ぐ人は現れていない。

続いて2018年11月、無報酬で農民や漁民の法的相談にのってきた人権派弁護士ベンヤミン・タルグ・ラモス (Benjamin Tarug Ramos) が殺害された。彼は、ドゥテルテ政権下、弁護士として34人目の犠牲者となった。

ラモス弁護士は、サガイ9の被害者家族の支援にもあたっていた。サガイ9は、2018年10月20日に西ネグロス州サガイ市で発生した、未成年者を含む農民9名の殺戮だ。この事件についてNPAは犯行を否定したが、警察は「サガイ9の背後にNPAがいることがはっきりした<sup>26</sup>」と発言し、ネグロス島に国軍と警察を増員する理由の一つとして政府は同事件を挙げている<sup>27</sup>。

サガイ9に関して、弁護士とカラバタン・メンバーが誘拐犯として起訴されるという事態すら生じている。同事件のサバイバーで目撃者の少年が、親の了承も弁護士の同席もなく警察へ連れていかれ、調書をとられた。弁護士とカラバタンによる法的手続きによって、少年は親元へ帰ることができたが、その時すでに、少年が同意できない調書にサインさせられていた。そのうえ、少年とは子どもの頃に生き別れた父親が突然あらわれ、「その弁護士とカラバタン・メンバーが少年を誘拐した」と警察に訴えたのだ。

さらに、ラモス弁護士が殺害されたあと、11月9日には、カラバタン・東西ネグロス州代表などに、次はお前だといった脅迫文が携帯電話に届いている。

弱い立場に置かれた人びとを助けるためにあるはずの役所や警察が、つねに権力者の側に立っているフィリピンで、農民や漁民が相談したり、助けを求めたりできる公的機関はほぼないに等しい。カラバタン東ネグロス州元代表バダヨンや弁護士ラモスは、そんな人びとの最後の砦だった。

---

26 NPA hiding one of Sagay massacre suspects: police, Philippine News Agency, December 21, 2018, <http://www.pna.gov.ph/articles/1054219> (2019/01/11 access)

27 Duterte orders more soldiers, cops in Bicol, Samar, Negros Island, Rappler, November 28, 2018, <https://www.rappler.com/nation/217351-duterte-orders-more-military-police-troops-samar-bicol-negros-island> (2019/01/11 access)

## 4 EJKと日本の開発

### 4-1 スミフル系列バナナ・プランテーションでいま起こっていること

#### スミフルとは

スミフル・シンガポールは住友商事株式会社も出資するバナナ事業者で、本社をシンガポールに構える。日本でバナナなどを輸入・販売するスミフル・ジャパンと現地農園運営事業者スミフル・フィリピンは、その子会社にあたる<sup>28</sup>。スミフル・フィリピンが管理運営する農場で採れたバナナを、スミフル・ジャパンが日本で販売している。

スミフル・ジャパンも住友商事グループも、「国際的企業としての社会的責任」を果たすことを宣言しており、住友商事グループは2009年にグローバル・コンパクト10原則に署名した<sup>29</sup>。同グループは人権を侵害しないことはもちろんのこと、人権侵害に加担しないことも約束している。

#### 起こっていること

スミフル・フィリピンが運営するミンダナオ島コンポストセラ・ヴァリー(Compostela Valley) 州にあるバナナ・プランテーション梱包工場の農場労働組合員 (NAMASUFA: Nagkahiunsang Mamumuo sa Suyapa Farm) が、2018年10月1日より、ストライキを実施している。同組合は2008年から、非正規雇用者を正規雇用にすること、最低賃金を順守することをスミフル・フィリピンに対して求めてきた<sup>30</sup>。

ところが、10月11日に、ピケ現場を国軍や国家警察らが襲撃し、負傷者、逮捕者が出る事態となった。さらに、10月31日、労働組合の活発なメンバーであったダニー・ボーイ・パウティスタ (Danny Boy Bautista, 31歳) が、何者かによって銃で撃たれ死亡。つづいて、11月11日、13日にも、同じく労働組合メンバーが銃撃された。そして、放火未遂のあと、12月15日、組合代表ポール・ジョン・デイソン (Paul John Dizon) らの自宅と組合事務所が放火され全焼した<sup>31</sup>。

11月下旬より、NAMASUFAメンバー約300名が、マニラの大統領官邸、労働雇用省、日本大使館、スミフル本社前などで陳情行動を続けている。

#### 労働者の現実

2018年12月に実施されたアジア太平洋資料センター(PARC) や国際環境NGO FoE Japan

28 エシカルバナナ・キャンペーン「『スミフル』バナナはいいバナナ？」<https://www.e-banana.info/sumifru?fbclid=IwAR0WiY4PxSSEWMk5-WXUKw8weHJrwT2WHPToEgy9UD4hfdnvwVo-C7cYaAg> (2018年12月27日閲覧)

29 住友商事「企業の社会的責任」<https://www.sumitomocorp.com/ja/jp/sustainability/csr> (2018年12月30日閲覧)

30 Appeal letter from NAMASUFA, October 18, 2018.

31 前掲エシカルバナナ・キャンペーン。



による現地でのNAMASUFAメンバーへの聞き取りから、以下のような労働環境の実態が明らかになった。<sup>32</sup>

- 勤務時間が12時間以上に及ぶことが頻繁にある。
- 就労日数圧縮制度<sup>33</sup> (Compressed Workweek)<sup>34</sup> が適用されている。
- 超過勤務手当が支払われないことがある。
- バナナ梱包工場ではさまざまな薬品が使用されるが、防具の支給が不十分なために自費購入を強いられている、もしくは、防具なしの作業を強えられるケースがある。
- 労働環境などに関して監査が入るが、スマフル社員のの前では同社に不都合な事実を述べることができない可能性がある。

就労日数圧縮制度は、2010年に布告された労働雇用省勧告第4号 (Department Advisory No. 4) において規定される。同勧告はグローバル経済における競争力強化を目的とし、企業に対して融通の利く雇用体制の整備を推奨している。勤務日数は週6日以下、勤務時間数は週48時間以内、1日12時間を超えない範囲の勤務体制である。1日12時間、週4日働くことを選択できる同制度は、就労時間をフレキシブルにすることによって労働者が余暇を有効に利用することも可能にするという。<sup>35</sup> だが、余暇を楽しめるのは、週何日働いても賃金が固定された月給制の正規雇用者に限られるだろう。

同国労働法は労働時間を1日8時間、1週間48時間とし、22時までの超過勤務には25%増の超過勤務手当、22時から翌日6時までの超過勤務にはさらに10%増の手当てを支払うよう雇用主に義務付けている。<sup>36</sup> だが、就労日数圧縮制度を適応された場合、日当で働く労働者の収入は減ることになる。たとえば、コンポストラ・ヴァリー州が位置するダバオ地区の最低賃金365ペソ/日<sup>37</sup> (約760円、2019年1月14日の為替レート) で働く労働者が1日12時間、週4日就労した場合、ひと月の収入は5,840ペソ (12,120円) だ。他方、1日8時間、週6日就労した場合にはひと月8,760ペソ (18,180円) になり、その差は2,920ペソだ。この差を補填するため、12時間働いたあとに残

32 同、FoE Japan ブログ <https://foejapan.wordpress.com/2019/01/09/sumifrubanana/>

33 FoE Japan や PARC は、Compressed Workweek に圧縮労働時間制度という訳を用いている。

34 Department of Advisory No. 4, Guidelines on the Implementation of Flexible Work Arrangements and the Exemption from the Nightwork Prohibition for Women Employees in the business Process Outsourcing Industry, November 26, 2010.

35 Compressed work week is flexible work arrangement—Baldoz, Department of Labor and Employment, February 4, 2014, <https://www.dole.gov.ph/news/view/2379> (2019/01/14 access)

36 日本貿易振興機構 (ジェトロ) 『『現地の雇用』詳細』2018年 [https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/jfile/country/ph/invest\\_05/pdfs/ph10C010\\_genchijinnokoyou.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/jfile/country/ph/invest_05/pdfs/ph10C010_genchijinnokoyou.pdf) (2018年12月30日閲覧)

37 Department of Labor and Employment, <http://ro11.dole.gov.ph/default.php?retsamlakygee=25&resource=0ba64a0dea00947916dfb6a66866e1ca> (2019/01/14 access)

業しなければならない労働者もいる。<sup>38</sup>

そもそも、たとえ週6日就労できたとしても、ひと月8,760ペソの収入は決して十分なものではない。たとえば、子ども3人と夫婦の世帯では1日約1.5kgの精米を消費するので、精米1kg45ペソとする  
と米を確保するだけでもひと月2,025ペソかかるのだ。週6日就労でも十分な収入を得られない日  
雇い労働者にとって、同制度は、余暇を楽しむ機会をもたらすどころか、余暇を削ってさらなる長  
時間労働を強いるものになっている。今日1日食べられるかどうか、子どもに学校を続けさせられ  
るかどうかといった、新たな問題を生み出しているのである。

他方で、1日12時間まで超過勤務手当の支払いを免除され、日内就労時間を延長することによ  
って就労日数を減らすことのできる同制度は、雇用主にとって、コスト削減を可能にする便利な制度  
といえるだろう。

### 背景・経緯

上記PARCの現地調査報告などから、ストライキの背景と経緯を見てみよう。

2008年6月、労働者はスミフル・フィリピンに対して、団体交渉と労働協約の締結を求めた。<sup>39</sup> だ  
が、同社は（以下、筆者加筆：労働者との間に労使関係を認めず、労働者を雇用している）請  
負事業者のA2Y (A2Y Contracting Services:A2Y) 社と交渉するよう主張した。<sup>40</sup>

同社の主張に反し、2010年2月、労働雇用省は、スミフル・フィリピンとNAMASUFAの間に  
事実上の労使関係があることを認め、同社に対して団体交渉に応じるよう命じた。<sup>41</sup>

つづいて、同社は最高裁に控訴したが、①同社が労働者に対して業務や労働時間、業務  
報告などの指示を与えていること、②梱包工場において使用される物資を提供していること、  
③労働者への支配力を行使していることなどを理由として、2017年6月、最高裁は同社に対し  
NAMASUFAとの労使関係を認め団体交渉に応じるよう命じた。<sup>42</sup>

2008年以来、NAMASUFAは交渉権をもつ労働者の代表として同組合を承認するよう求め  
てきたが、同社は労使関係自体を否定し交渉にさえ応じなかった。だが、上記最高裁の判決は、  
労働者と同社との労使関係と同社の労働者に対する責任を明らかにするものであった。2018年  
8月までには、NAMASUFAは同社が運営する8か所の梱包工場労働者が加入する規模となり、  
労働雇用省にも登録されている。<sup>43</sup>

38 前掲 FoE Japan ブログ。

39 前掲エシカルバナナ・キャンペーン。

40 同。

41 同。

42 G. R. No. 202091, Supreme Court Manila First Division, June 7, 2017.

43 前掲エシカルバナナ・キャンペーン。

さらに、同年3月に発行された省令第174号 (Department Order No. 174) の観点からも、同社が労働者との労使関係を認めないことには無理がある。同省令において、労働請負制はすでに禁じられているからだ。つまり、請負事業者が同社の業務を請け負い、その業務を請負事業者の従業員にさせることはできないのである。

最高裁の判決、労働請負制の禁止、労働組合としての承認といった事実をもって、2018年8月、NAMASUFAは同社に対し再び団体交渉を要求した。しかし、またもや同社はそれに応じなかった。<sup>44</sup>

そこで、2018年9月4日、NAMASUFAは、長期にわたる団体交渉拒否は結社の自由を侵害する行為であるとの理由から、ストライキ実施を労働雇用省に申請し、同年10月1日、組合員900余名による一斉ストライキを執行した。<sup>45</sup>

だがこのあと、さらなる問題が労働者たちにふりかかることとなった。2018年10月5日、労働雇用省長官がフィリピン労働法に基づき管轄権引き受け (Assumption of Jurisdiction) を宣言し、職場へ復帰するようNAMASUFAに指示したのである。<sup>46</sup> ストライキによって同社は1日総額3,800万ペソの損害を被り、操業停止は公共の利益にマイナスに働くとの理由からだ。<sup>47</sup> 他方、NAMASUFAが要求している賃上げは1日総額100万ペソである。<sup>48</sup>

2018年10月15日付で、5日以内に職場放棄、経営妨害に関する説明がなければ解雇処分にする旨の通達がストライキ中のNAMASUFAメンバーに送られ、同年10月25日、懲戒処分が執行されたと思われる。<sup>49</sup> NAMASUFAメンバーは、労働雇用省長官に対し再考陳情をした。<sup>50</sup>

同国労働法において、自由な労働組合主義、自由な団体交渉は国家政策であると謳われている。<sup>51</sup> だが、労働雇用省長官は、生じている、あるいは発生が予想されるストライキやロックアウト (使用者が仕事供給を一時的に停止すること) が国益を損なうと判断すれば、当該紛争の管轄権を引き受け、決定することができる。<sup>52</sup> また、同長官が、強制仲裁のために国家労使関係委

---

44 同。

45 同。

46 Sumifru workers seek regularization, Edge Davao, October 25, 2018, <http://edgedavao.net/latest-news/2018/10/14/sumifru-workers-seek-regularization/> (2019/01/11 access)

47 Ibid.

48 Ibid.

49 前掲エシカルバナナ・キャンペーン。

50 同。

51 Philippine Labor Code, Title VIII, Chapter 1, Art. 263-g. / 神尾真知子 (日本大学法学部) 翻訳「フィリピン労働法典」[https://www.jilaf.or.jp/asia\\_laborlaw/data/philippine\\_001.pdf](https://www.jilaf.or.jp/asia_laborlaw/data/philippine_001.pdf)

52 Ibid. 同。

員会に管轄権を認めることもできる。<sup>53</sup> 管轄権の引き受けや認定は、自動的にストライキやロックアウトを禁じることを意味し、労働者はただちに職場復帰し、以前と同様の労働条件で操業を開始しなければならないとされる。<sup>54</sup> 命令に反した労働者には、解雇、雇用の地位の喪失、罰則などが課される<sup>55</sup>のである。そのうえ大統領は、国益に不可欠である産業の決定、介入、管轄権の引き受けに関して、いかなる妨げも受けない。<sup>56</sup> つまり、大統領や労働雇用省長官などが国益を損なうと判断すれば、ストライキの中止、交渉・改善不在の職場復帰、命令に応じない者の解雇などが強行されることになるのである。

#### 4-2 情報の偏り

スミフル・フィリピンやスミフル・ジャパン、住友商事株式会社などが、フィリピンの法律、労働雇用省や最高裁の判断に沿った運営をしていたら、労働雇用省が主張するスミフル・フィリピンの1日総額3,800万ペソの利益はなかったであろう。厳しい言い方をすれば、不公正な社会経済的構造を利用して、日本企業はより多くの利益を得てきた。しかし、日本において、そういった不都合な事実は無視され、他方で、武装組織などによる日本企業への攻撃は大きく報道される。

たとえば、先住民族ママンワのリーダーヴェロニコ・デラメンテ (Vernico Delamente, 27歳) が、度重なる脅迫の末2017年に殺害された事件<sup>57</sup>をあげられる。彼は、ミンダナオ北スリガオ州のタガニートで、日本や中国企業などによる開発事業の在り方に異を唱えてきた。<sup>58</sup> 同地には、住友金属鉱山株式会社の出資企業タガニートHPALニッケル社関連企業の精錬所がある。<sup>59</sup> その事件について、前述のFoE Japanはじめ日本のNGOが連名で声明を出し、内閣総理大臣や財務大臣、外務大臣、住友金属鉱山株式会社、太平洋金属株式会社などに送付した。<sup>60</sup> だが、FoE Japanの担当者によると、声明の送付先からはいかなる反応もなかった。また、外務省は一切コメントしなかったし、日本での報道もなかった。

他方、2011年10月4日に、タガニートで同社が建設中だったプラントがNPAに襲撃された際には、日本政府の速やかな対応が見られた。外務省の記者会見において、当時の玄葉外務大臣が、フィリピン政府へ安全確保と再発防止の措置を取るよう申し入れると明らかにしたのである。

53 Ibid. 同。

54 Ibid. 同。

55 Ibid. 同。

56 Ibid. 同。

57 フィリピンにおける先住民族・農民リーダーの殺害に関する日本NGOの共同声明(19団体・ネットワーク賛同) FoE Japan, <http://www.focjapan.org/aid/jbic02/rt/press/20170206.html> (2019年1月13日閲覧)

58 同。

59 同。

60 同。

また、日本経済新聞は、NPAの襲撃を受けた住友金属鉱山のニッケル精錬所が完成したこと、これで生産量世界になると同社の社長が述べたことなどを報道した。<sup>61</sup>

さらに、深刻な人権侵害を引き起こしているにもかかわらず、精錬事業を続ける同社子会社コーラルバイニッケル社が同国の「2017年鉱物産業環境大統領賞」を4年連続で受賞したこと、上記タガニートHPALニッケル社がチタン賞と優秀鉱山安全賞を受賞したことが、住友金属鉱山株式会社のニュースリリースで発表されている。<sup>62</sup>

## おわりに

野村浩也は、著書『無意識の植民地主義—日本人の米軍基地と沖縄人』の中で、自分に都合の悪いことを知らなければ知らないほど、自分の利益になるという立場にある者の沈黙を、権力的沈黙と呼んだ。<sup>63</sup>日本企業は、不公正な社会経済的構造を利用して、支払うべきコストを支払わずに利益を得てきた。今後も、現地労働者の状況を知らなければ、あるいは、知らないふりをしていけば、これまでと同様に、企業も私たち消費者も安価なバナナや鉱物資源を入手し続けることができる。そして、開発に伴う人権侵害の事実を知らながら、あるいは、事実を知ろうとせず、不公正な条件で作られた生産物を購入し続ける私たちの消費行動は、暴力で労働者を黙らせる者たちにお墨付きを与えている。つまり、私たち消費者は、人権侵害の上に生産されたバナナや鉱物資源の購入、利用をとおして、加害者を容認し、不処罰の文化を支えている。

日本企業が開発が様々な暴力を生み出すという状況は、1800年代後半から続いているということも忘れてはならない。また、第二次世界大戦後、事態はいつそう悪化した。フィリピンにとって不利なために13年間棚上げにされた日比友好通商航海条約が、マルコス元大統領による軍事戒厳令下の1973年に、批准されたのである。活発化した日本企業の同国への進出は、公害、不安定な雇用関係、環境破壊などの問題を引き起こし、それへ抗議する同国労働者は同国政府によって弾圧された。

では、現地の人びとへの人権侵害がなく、開発による利益が公平に分配されれば、開発に伴う問題は解決されたと言えるのだろうか。

平和学では、誰かの潜在的な実現可能性を奪っているものを暴力と捉える。その観点からすると、経済開発を最重要政策目標とする観念枠組み「開発パラダイム」を前提に、開発を諸政

61 日本経済新聞電子版「住友金属鉱山、比の精錬所復活 武装勢力の襲撃乗り越え」2013年9月4日付。

62 「住友金属鉱山株式会社ニュースリリース」2018年2月2日 <http://www.smm.co.jp/news/release/2018/02/post-1436.html>

63 野村浩也『無意識の植民地主義—日本人の米軍基地と沖縄人』御茶の水書房、2005年。

策の最優先目標に国家的動員をはかる開発主義<sup>64</sup>は暴力そのものといえる。なぜなら、現代への影響だけでなく、次世代にとっても不可欠な自然環境を残すことさえできない状況を生み出しているからだ。たとえば、鉱山開発や森林伐採によって保水できなくなった山からは大規模な土石流などが発生しており、しかもそれは後世にわたって甚大な被害を及ぼし続ける。現在生きている私たちだけでなく、次世代の潜在的実現可能性をも、大幅に阻害しているのである。

開発は、経済成長を目的に実施されてきた。そして、経済発展すれば紛争の原因である貧困が改善されると信じられ、いまま紛争解決のために開発が進められている。だが、暴力を減らすどころか、経済発展と同義の開発自体が、差別、市民弾圧、紛争、殺人を引き起こし、格差をいっそう拡大しているのではないか。

さらに、本稿において述べたように、開発の推進と開発による利益を守るために、軍隊が増強される。そして、その軍隊が出す公害は、世界で最悪とも言われている。フィリピンの米軍基地跡では深刻な健康被害が出ているが、このこともあまり知られていない。跡地の開発を目論む本国政府と責任を負いたくない米国政府の思惑があるからなのかもしれない。

本稿において述べてきたように、私たち日本人は、現地で発生する開発に伴う人権侵害を容認、黙従することによって、フィリピンに根付く不処罰の文化を支えている。まず、この事実を意識化し、人権侵害、市民弾圧を許さないことを表明する必要があるだろう。また、「開発による貧困削減」、「紛争やテロ削減のための開発」といった認識、通説自体を問い直す必要があるのではないか。

(2019年1月14日)

### 【引用文献・Web】

石井正子「ドゥテルテ政権：バンサモロ自治政府設立のための法律成立」Asia Peacebuilding Initiatives, <http://peacebuilding.asia/>

小川企画、広野省三他『教えられなかった戦争 フィリピン編 侵略・「開発」・抵抗』映像文化協会、1995年。

野村浩也『無意識の植民地主義-日本人の米軍基地と沖縄人』御茶の水書房、2005年。

横山正樹「第4章『開発パラダイム』から『平和パラダイム』へ」戸崎純、横山正樹『環境を平和学する!-「持続可能な開発」からサブシステム志向へ-』法律文化社、2003年。

エシカルバナナ・キャンペーン「『スミフル』バナナはいいバナナ?」<https://www.e-banana.info/sumifru?fbclid=IwAR0WiY4PxSSEWMk5-WXUKw8weHJrwT2WHPTToEgy9UD4hfdnvwVo-C7cYaAg>

住友金属鉱山株式会社「フィリピン・コーラルベイニッケル社が4年連続で鉱物産業環境大統領賞を受賞」2018年2月2日 <http://www.smm.co.jp/news/release/2018/02/post-1436.html>

日本貿易振興機構 (JETRO)「世界貿易投資報告2018年版」<https://www.jetro.go.jp/world/>

64 横山正樹「第4章『開発パラダイム』から『平和パラダイム』へ」戸崎純、横山正樹『環境を平和学する!-「持続可能な開発」からサブシステム志向へ-』法律文化社、2003年、43～43頁。

asia/ph/gtir.html  
東京新聞 Web、2018年5月24日「IS系との戦闘から1年 戒厳令続く比ミンダナオ島 23万人避難中、復興遠く」<http://www.tokyo-np.co.jp/article/world/list/201805/CK2018052402000144.html#print>  
日本経済新聞電子版、2013年9月4日「住友金属鉱山、比の精錬所復活 武装勢力の襲撃乗り越え」<https://www.nikkei.com/article/DGXNZO59293850U3A900C1TJ1000/>  
日本貿易振興機構 (JETRO)「『現地雇用』詳細」2018年 [https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/jfile/country/ph/invest\\_05/pdfs/ph10C010\\_genchijinnokoyou.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/jfile/country/ph/invest_05/pdfs/ph10C010_genchijinnokoyou.pdf)  
FoE Japan ブログ <https://foejapan.wordpress.com/2019/01/09/sumifrubanana/>  
WWF ジャパン <https://www.wwf.or.jp/activities/news/3683.html>  
C.I.A. Concludes That Saudi Crown Prince Ordered Khashoggi Killed - The New York Times, New York Times, Nov. 16, 2018. <https://www.nytimes.com/2018/11/16/us/politics/cia-saudi-crown-prince-khashoggi.html>  
Department of Advisory No. 4, November 26, 2010.  
Jude Josue L. Sabio, “The situation of mass murder in the Philippines, Rodrigo Duterte: the mass murder” , 24 Aug 2017.  
KARAPATAN, Glossary of human rights violations, 2011.  
KARAPATAN Monitor, [http://www.karapatan.org/files/\[Web\]%20Karapatan%20Monitor%20July-Sept2018.pdf](http://www.karapatan.org/files/[Web]%20Karapatan%20Monitor%20July-Sept2018.pdf)  
Memorandum Order No. 32, 22th Nov 2018.  
People Power under Attack Findings from the CIVICUS Monitor 2017: [http://www.civicus.org/images/CM\\_Findings\\_7Oct\\_v1.pdf](http://www.civicus.org/images/CM_Findings_7Oct_v1.pdf)  
Philippine Labor Code.  
Philippine Drug Enforcement Agency, #REALNUMBERPH, <http://pdea.gov.ph/2-uncategorised/279-realnumbersph>  
Proclamation No. 55, s. 2016., 4th Sep 2016.  
Proclamation No. 216, 23th May 2017.  
Proclamation No. 360, 23th Nov 2017.  
Professional Training Series No.5/Add.2, Human Rights and Law Enforcement, A Trainer’ s Guide on Human Rights for the Police, UN, 2002.  
Rappler, 17, December, 2018, At least 33 killed daily in the Philippines since Duterte assumed office, <https://www.rappler.com/newsbreak/in-depth/204949-pnp-number-deaths-daily-duterte-administration>  
SUNSTAR, December 28, 2018, 6 killed, 31 arrested in Negros Oriental police operation, <https://www.sunstar.com.ph/article/1780407>  
University of the Americas Puebla, UDLAP Jenkins Graduate School, Center of Studies on Impunity and Justice, Global Impunity Dimensions, 2017.

# JALISA総会報告

日本国際法律家協会 事務局長 相曾真知子

## 1 総会

日時：2018年12月8日（土）14時半～17時

場所：青山学院大学

参加者：20名

## 2 概要報告

### (1)第1部:活動報告

JFC (=Japanese Filipino Children) プロジェクト (長谷川弥生弁護士)、COLAP米軍基地キャンペーン (井上啓弁護士)、IADL (笹本潤弁護士)、法律家6団体の活動報告 (宮坂浩弁護士)、修習生企画 (相曾) について報告がありました。

特に、JFCプロジェクトについては、フィリピンでの調査やその後の聞き取りについての報告がなされとともに、プロジェクトを進める上で必要となる費用をどう確保すべきかについて問題提起がありました。JFCに対する必要な法的援助を提供するための体制づくりを含めて、今後の検討課題となりました。

### (2)第2部:運営事項についての議論

まず、フィリピンの弁護士弾圧・殺害問題に対する声明案の検討が行われ、内容が決定されました。

その後、笹本弁護士から財務状況の報告が行われ、会員拡大が必要であること、そのためには今後、JALISAとしてのイベントをもっと行っていく必要があるとの議論がなされました。

さらにJALISAの活性化のため、理事会及び事務局会議について、2019年は、原則として交互に理事会と事務局会議とを開催することとしました。また、東京のみならず、5月には大阪で、8月には北海道で理事会を開催する予定です。

その他にもNUPLからのインターン生の今後の処遇等について話し合いが行われました。

総会で話し合われたことについては、今後も理事会や事務局会議で議論を続けていく予定です。



# 大熊会長の本棚－ JALISA の活動に役立つ書籍紹介

## “平和に生きる権利”と平野義太郎

日本国際法律家協会会長 大熊 政一

今回は古い本を紹介したい。それはわが協会の先達でもある平野義太郎 (1897年3月5日～1980年2月8日) の『基本的人権と民主主義の闘争—平和に生きる権利の理論—』(1977年4月、大月書店) である。

“平和に生きる権利”を中軸とする人権闘争の重要性を論じ、それこそが民主主義の基礎であることを提唱した著作である。

平野義太郎がいかなる人物か、年配者はよく知っていると思うが、余りなじみがないという人のために簡単に紹介しておく。

平野義太郎は、戦前、野呂栄太郎、山田盛太郎、大塚金之助などとともに『日本資本主義発達史講座』(岩波書店) の編集・執筆にあたり、いわゆる「講座派」の中心的な論客の1人と目され、『民法に於けるローマ思想とゲルマン思想』、『法律における階級闘争』、『日本資本主義社会の機構』、『農業問題と土地変革』、『日本資本主義社会と法律』、『ブルジョア民主主義革命』など、今や古典的名著となっている多くの著作を遺している。日本を代表するマルクス主義法学者の1人でもある。

戦時中に「大アジア主義」を唱えるなど、マイナス評価される側面もあったが、戦後は平和運動に精力を傾け、日本平和委員会会長、国際民主法律家協会 (IADL) 副会長などを長く務めた。当協会 (JALISA) の有力メンバーでもあり、当協会草創期のIADL関係の国際会議にはよく参加して活躍した。私たちの重要な先輩というべきである。

平野が『基本的人権と民主主義の闘争』の中で、“平和に生きる権利”(“平和的生存権”) について直接論述している部分は、「基本的人権の根源的権利としての平和に生きる権利」と題されたその第2部である。

この中で平野の主張として注目される主要な点は、第1に“平和に生きる権利”の基本的人権全体の中での重要な位置づけを明確にした点、第2に“平和に生きる権利”(“平和的生存権”) が、生存権、平和獲得の権利、および抵抗権の3つの構成要素を統合したものであることを明らかにし、多種多様な人権に展開していく性質をもっていると捉えた点、さらに第3に“平和的生存権”の法

学的構成を試み、法学上も権利性・裁判規範性があることを明確にした点である。

第1の点について、平野は次のように言う。「戦争（とくに核戦争）は、人類みな殺しの地球上最大の破滅をうむ。この時代における平和は、あらゆる人間の存在の基礎条件として、人びとの政治的立場いかんにかかわらず普遍的な、全人類的な、各国としては、全国民的な、また人類の進歩、人間解放の不可欠の根基になってきた」、「平和に生きる権利は、今やあらゆる基本的人権の存在しうる根基であり、さらにいえば最も枢要な根基となる基本的人権の第1の人権になった」、「人民の抵抗権ともいべき平和に生きる権利、基本権の中の第1の基本権、根源的な権利」等々。

第1の点にもかかわるが、第2の点に関し、「この平和に生きる権利を根基として、各人権との関連、とくに生存権、その他もろもろの基本的人権、そして平和に生きる権利との相互関連性が、つぶさに解釈されなければならない」として、日本国憲法第3章の規定する様々な人権に言及する。

第3の点については、「平和に生きる権利における権利性の確認・主張の実益は、日本国憲法第9条に違反するすべての戦争法令（徴兵法、国民総動員法、戦時土地収用法など）を廃止し、またニュールンベルグ法（1946年）に即応し、戦争犯罪を罰し、あるいは自衛隊法を違憲として自衛隊の使用するミサイル基地設定のための保安林の伐採の仮処分の撤廃を要求する権利をもつこと、それらに対して裁判所は、この権利主張を統治行為論で逃避することはできないし、また広島長崎原爆被害者は、その被害者保護法を平和に生きる権利の根拠として国に要求する」と述べる。そのうえで「平和のうちに生存する権利についての重要訴訟」のいくつかに触れている。

こうした平野の主張は、もとより平野が初めて提唱したものではなく、平野自身がフランス革命以来の歴史的な思想的系譜を探っているように（本書第1部。平野の別著『平和の思想』はこの点を詳細に論じた著作である）、幾多の先人の考察を学ぶ中で形成されたものであるし、平和に生きる権利の権利性については、憲法学者（星野安三郎、和田英夫、高柳信一、深瀬忠一、浦田賢治など）の先行研究や下級審の判決を踏まえているので、必ずしも平野の独創ではない。

しかし70年代という時期に、“平和に生きる権利”がすべての基本的人権の存立し得る「根基」であるとして、これに基本的人権全体の中で最重要の位置づけを与えるべきことを強調し、またこの権利がその他の多種多様な個別的な人権に展開していく性質を持つことを明確に把握したことは、炯眼であり、先見性があったと言えるのではないか。

現在私たちは国連総会で採択された「平和への権利」宣言を具体化するキャンペーンに取り組んでいるが、私たちが問題にしている「平和への権利」は、もともとの諮問委員会案を見れば明らかのように、平和への権利を基本的人権全体の中で根幹的な位置を占め、各種人権を基礎づけ、各種人権に展開していくべきものと捉えている。これはまさにその発想の点で平野が70

年代に主張していたことと軌を一にしている。

谷中霊園内にある平野義太郎の記念碑には“平和に生きる権利”と刻まれている。まさに故人を偲ぶに適切な文言である。国連での「平和への権利」キャンペーンに取り組む私たちは、まさにこの先人の業績からも確信を得ていいのではないか。



## 活動日誌

### 今後の予定

2月	7日	日本国際法律家協会・理事会(東京)
2月	14日	JFC問題打ち合わせ
3月	未定	フィリピン現地調査
3月	未定	院内集会(フィリピン移民問題)
3月29日~4月1日		韓国民弁との交流
4月	5日~9日	COLAP・IADLの執行部会議
5月	11日	日本国際法律家協会・理事会(大阪)
	11日	フィリピン超法規的殺害イベント(大阪)
	18日	フィリピン超法規的殺害イベント(東京)
8月	31日	日本国際法律家協会・理事会(北海道)
9月	1日	アイヌ、室蘭の戦争を考えるツアー
	18日~22日	IADL大会(アルジェリア)

→詳細はJALISAHPをご覧ください

### いままでの活動

9月	24日	第71期司法修習生向け勉強会(埼玉・和光)
10月	24日	JFC法律相談会
11月	2~4日	エーゲ海国際人権会議
	8日	日本国際法律家協会・理事会(東京)
	11日	平和への権利ワークショップ「人権を考える」
	18~21日	韓国ツアー
	30日~	IADL BUREAU会議(inリスボン)
12月	8日	日本国際法律家協会・総会
	10日	国際人権デーにフィリピン大使館へ申し入れ
	13日	第72期司法修習生向け勉強会
	16日	平和への権利講演会・ワークショップ「平和の権利をどう使いこなすか」

#### 編集後記

安倍自民党は昨年の臨時国会で改憲案を提示することを目論んでいましたが、改憲に反対する市民と野党の力などでそれを阻止することができました。とはいえ、臨時国会では自民党の暴走により入管法や水道法、漁業法の改定が強行されるなど、信じがたい暴挙が立て続けに起きました。安倍自民党が市民の生命を軽視することに何ら躊躇を覚えないことが、国会が召集されるたびにより明白になっていきます。

2019年はまさに勝負の年。安倍自民党はすべてのものをかなぐり捨てる勢いで、改憲を進めようとするでしょう。インタージュリストでは、醜いとかいいようがない安倍自公政権や安倍自民党の姿を国際的観点から考察する論稿を今年も積極的に掲載していきます。同時にIADLやCOLAPの活動に着目しながら、世界各地で生じている人権問題や法律家に対する暴力・弾圧の実態を紹介していきたいと思います。今号では、占領下のパレスチナ、とりわけ封鎖中のガザの情勢から改憲問題を問う論稿も掲載しました。全世界の国民の平和的生存権を確認し、それを読者の皆さまと共有するためです。